
第3期 渋川市耐震改修促進計画

計画年度 ： 令和4年度～令和13年度

渋 川 市

〔 目 次 〕

《はじめに》

背景と経過	1
（１） 背景	1
（２） 経過	2

《第1章 計画の概要》

1－1 計画の目的	3
1－2 位置付け	3
1－3 計画期間	4
1－4 対象区域及び対象建築物	4

《第2章 想定する地震の規模と被害の状況》

2－1 群馬県内の過去の地震被害	6
2－2 群馬県の新たな地震・被害想定	8
2－3 渋川市の地震被害想定	10

《第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標》

3－1 耐震化の現状	12
（１） 全国の現状	12
（２） 群馬県の現状	12
（３） 本市の現状	12
3－2 耐震化の目標	19
（１） 国の目標	19
（２） 群馬県の目標	20
（３） 本市の目標	21

《第4章 耐震化を促進するための取組》

4－1 基本的な取組方針	27
（１） 住宅・建築物所有者の役割	27
（２） 市の役割	27
4－2 重点的に耐震化に取り組む住宅・建築物	28
4－3 避難路の指定及び沿道建築物等	29
（１） 通行障害建築物等	29
（２） 避難路の指定	31

《第5章 耐震改修の促進を図るための施策》

5-1	耐震診断、耐震改修費用の支援	33
(1)	木造住宅への支援	34
(2)	他の事業と連携した取組	36
(3)	要緊急安全確認大規模建築物への支援	38
(4)	緊急輸送道路等沿道建築物等への支援	38
5-2	啓発及び知識の普及に関する施策	39
(1)	防災意識の普及啓発	39
(2)	自治会等地域活動での啓発	40
(3)	住宅リフォームに合わせた耐震改修の誘導	40
5-3	耐震化促進のための環境整備	41
(1)	安心して相談できる環境の整備	41
(2)	耐震化の普及に向けた技術者の育成	41
(3)	耐震化の円滑な推進のための措置	41
5-4	総合的な安全対策に関する取組	42
(1)	ブロック塀等の安全対策	42
(2)	屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策	42
(3)	エレベーターの閉じ込め防止対策	43
(4)	給湯設備、家具等の転倒防止対策	43
(5)	がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	43
(6)	長周期地震動対策	43

《第6章 耐震改修を促進するための指導や命令等》

6-1	耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の実施	44
(1)	対象建築物	44
(2)	指導・助言・指示・公表・命令の流れ	45

《第7章 その他耐震改修等を促進するための事項》

7-1	国及び群馬県との連携に関する事項	47
7-2	計画の進行と管理	47
7-3	推進体制	47

資料編

資料-1	特定建築物の一覧	48
資料-2	関係法令等	50

《はじめに》

〈背景と経過〉

(1) 背景

ア 耐震改修促進法について

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等甚大な被害をもたらしました。この教訓を踏まえて国は、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の耐震化に取り組んできました。

しかし、平成16年の新潟県中越地震、平成20年の岩手・宮城県内陸地震、平成28年の熊本地震、平成30年の北海道胆振東部地震など大地震が頻発し、特に平成23年の東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。この地震は、津波による沿岸部の被害が圧倒的でありましたが、内陸においても建築物に大きな被害が発生しています。さらに、平成30年の大阪府北部を震源とする地震においては、塀の崩壊による被害が発生しました。

このように、日本国内において大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されており、特に、南海トラフ地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

耐震改修促進法は、こうした大規模な地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震に対する安全性の向上を図り、建築物の耐震改修の促進を行うことを目的として制定されたものです。

イ 建築物の耐震改修について

建築物の耐震改修は、建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月中央防災会議決定）において、10年後に死者数をおおむね8割、建築物の全倒壊数をおおむね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとされています。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月閣議決定）においては、10年後に死者数及び建築物の全倒壊数を被害想定から半減させるという目標達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとされています。特に、切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

（２）経過

ア 耐震改修促進法の改正

建築物の地震対策が緊急の課題とされるなか、中央防災会議による「地震防災戦略」（平成１７年３月）を踏まえ、国は平成１７年に耐震改修促進法を改正、さらに平成１８年に基本方針を定め、その後の平成２３年に発生した東日本大震災などを背景に、平成２５年には市町村耐震改修促進計画に関する規定の新設、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震診断結果の報告を義務付けるなど、大幅な改正を行っています。さらにその後の平成３１年の改正では、地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、避難路沿道上の一定規模以上のブロック塀等について、建物と同様に耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けることができるようになりました。

イ 群馬県耐震改修促進計画

耐震改修促進法に基づき、群馬県（以下「県」という。）では、平成１８年度に「群馬県耐震改修促進計画（計画期間１０年）」、平成２８年度に「群馬県耐震改修促進計画（２０１６－２０２０）（計画期間５年）」、令和３年度に「群馬県耐震改修促進計画（２０２１－２０２５）（計画期間５年）」を策定しました。

この中で、令和７年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、耐震化率をそれぞれ９５％とすることを目標に掲げています。また、国の方針により新たに加えられた耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を、令和７年度までに９５％にすることを目標として掲げています。

これらの目標を実現するため、耐震診断が義務付けされた大規模建築物等に対する支援措置を講じるとともに、建築物の耐震改修促進に向け総合的かつ計画的に取り組むこととしています。

ウ 渋川市耐震改修促進計画

本市では、国の基本方針や県の計画を踏まえ、平成２０年度に「渋川市耐震改修促進計画（計画期間８年）」（以下「第１期計画」という。）、平成２８年度に「第２期耐震改修促進計画（計画期間６年）」（以下「第２期計画」という。）を策定しました。この中で、令和３年度までに住宅及びその他の建築物については、それぞれ耐震化率を８０％にすることを目標に掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、目標には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、市民の生命、身体及び財産を守るため、さらなる地震対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画では１０年後の令和１３年度までの目標とする耐震化率を掲げ、国の方針、県計画及び市の関連計画との整合を図るとともに、これまでの施策の見直しを行い、より一層の建築物の耐震化に取り組めます。

《第1章 計画の概要》

〈1-1 計画の目的〉

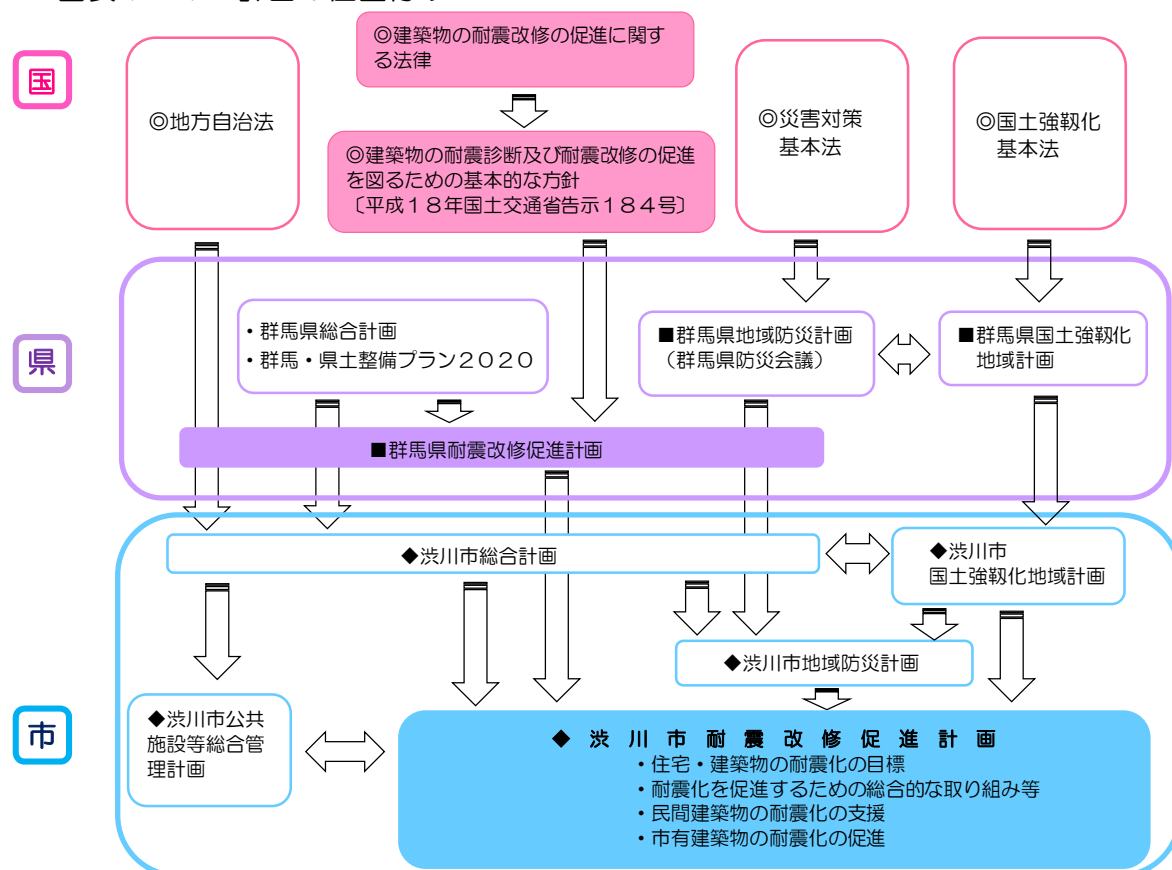
本計画は、地震による建築物等の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護し、都市機能の維持を図ることを目的とします。これに向けて、国の基本方針、県計画等を踏まえ、県内で想定される地震被害や住宅・建築物の耐震化の現状などを勘案し、具体的な目標を定めることにより、耐震化の促進や減災化（耐震シェルター等の設置）に取り組みます。

また、地震と感染症による複合災害が起こると避難所等での生活が一層困難となるため、避難せずとも最低限の生活が確保できるよう、住宅の耐震化を促進します。

〈1-2 位置付け〉

この計画は、耐震改修促進法第6条の規定に基づき策定するもので、国の基本方針に基づく「群馬県耐震改修促進計画」、「渋川市地域防災計画」、「渋川市国土強靱化地域計画」などの上位計画や関連計画との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項を具体的に定めるものです。

図表1-1 計画の位置付け



〈1-3 計画期間〉

本計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

県計画と計画期間が異なりますが、この期間とするのは、現状における国、県の耐震化率と本市の耐震化率の実情を比較した場合、本市は約20%程度耐震化率の伸びが低く国の基本方針や県計画の期間に準じた場合、現実的に達成困難な目標となるため、実現性を鑑み県計画期間に5年を加えた年数とするものです。

また、社会情勢の変化や耐震改修促進法の改正、関連計画の改定等に的確に対応するため、必要がある場合は5年を目処に計画の見直しを行います。

図表1-2 計画の流れ



〈1-4 対象区域及び対象建築物〉

本計画の対象区域は、渋川市全域とします。

対象となる建築物は、図表1-3に掲げる住宅及び特定建築物の一部を中心に耐震化を促進することとします。しかし、耐震改修促進法ではすべての既存耐震不適格建築物（※1）について耐震化の努力義務が課せられています。そのため、市有建築物においては、すべての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとします。

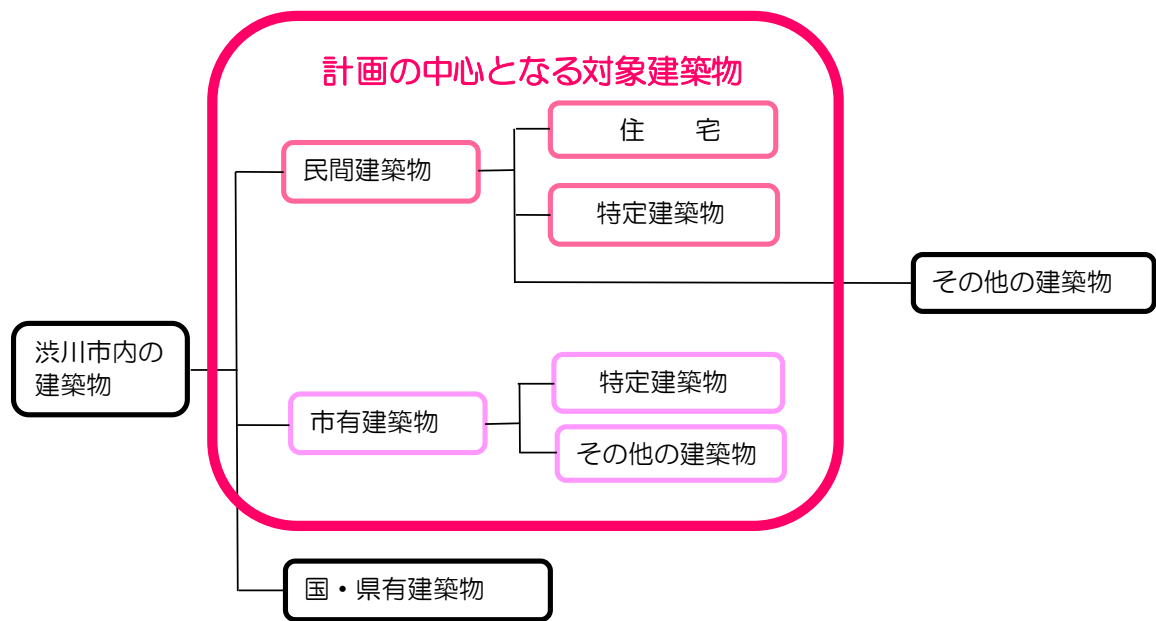
図表1-3 耐震改修促進計画の中心となる対象建築物

種類		内容	
住 宅		戸建住宅、共同住宅	
特定建築物	民間の 多数の者が利用する建築物	民間事業者等が所有する特定既存耐震不適格建築物（※2）のうち、不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物等（学校、病院、旅館、老人ホーム等）	耐震診断義務付け 対象建築物
	市有建築物	市が所有する特定既存耐震不適格建築物、市が所有する防災上重要な建築物、市が所有するその他の建築物	

※1 既存耐震不適格建築物とは、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けている建築物をいいます。

※2 特定既存耐震不適格建築物（資料編 表1-1）とは、耐震改修促進法第14条に定められた用途及び規模に該当し、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物をいいます。

図表 1－4 対象建築物の全体分類図



図表 1－5 特定建築物の詳細分類図（民間、市有建築物）

種類		内容	種類		内容
特定既存耐震不適格建築物（法第14条）	多数の者が利用する建築物 （法第14条第1号）	学校、体育館、病院、集会場、百貨店、ホテル、事務所、社会福祉施設等、その他多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物	耐震診断義務付け対象建築物（附則第3条）	多数の者が利用する建築物	・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
	危険物の貯蔵等 （法第14条第2号）	一定数量以上の火薬類、石油類その他の危険物の貯蔵場又は処理場		危険物の貯蔵等	・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模なもの
	避難路沿道建築物 （第14条第3号）	県が指定する緊急輸送道路沿道等の建築物 <u>（※現在、市内に対象建築物はありません）</u>		避難路沿道建築物	・県又は市が指定する沿道建築物 <u>（※現在、市内に対象建築物はありません）</u>
				要安全確認計画記載建築物 （法7条） 防災拠点である建築物	・県が指定する防災拠点建築物

図表 1－5 は、特定建築物の詳細分類を示す表です。左側の表は「**特定既存耐震不適格建築物（法第14条）**」を、右側の表は「**耐震診断義務付け対象建築物（附則第3条）**」をそれぞれ示しています。赤枠で囲まれたものは、本計画の中心となる特定建築物を示す。

※ 赤線で囲われたものは、本計画の中心となる特定建築物を示す。

※ 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物については、資料編 表 1－1 特定建築物の一覧表を参照

《第2章 想定する地震の規模と被害の状況》

〈2-1 群馬県内の過去の地震被害〉

県内で記録として残る過去に発生した地震で被害の最も大きなものが、昭和6年に発生した「西埼玉地震」で、死者5人、負傷者55人を数えるほか、JR 八高線鉄橋が損壊するなどの被害が発生しました。

近年では、新潟県中越地震（平成16年10月）で負傷者6人、家屋一部損壊1,055棟、さらに平成23年3月の東日本大震災では、県内でも大きな被害を受け、死者1人、負傷者41人、家屋半壊7戸、一部損壊17,246戸を数えています。

また、平成30年6月の群馬県南部地震（前橋市粕川町を震源とした地震）は、県内を震源とする地震では、市内で過去最高の震度5弱を赤城町で記録しました。

図表2-1 群馬県（渋川市付近）の主な地震被害

発生年	地震名（震源）	マグニ チュード	震度	被害状況
1916.2.22 （大正5年）	浅間山麓を震源とした地震（浅間山麓）	6.2	不明	家屋全壊7戸、半壊3戸、一部損壊109戸
1923.9.1 （大正12年）	関東大震災 （小田原付近）	7.9	前橋4	負傷者9人、家屋全壊49戸、半壊8戸
1931.9.21 （昭和6年）	西埼玉地震 （埼玉県仙元山付近）	6.9	高崎・渋川6 前橋5	死者5人、負傷者55人、家屋全壊166戸、半壊1,769戸
1964.6.16 （昭和39年）	新潟地震（新潟県沖）	7.5	前橋4	負傷者1人
2004.10.23 （平成16年）	新潟県中越地震 （新潟県中越）	6.8	高崎・沼田・北橋・片品5弱 富士見・赤堀・白沢・昭和4	負傷者6人、家屋一部損壊1,055戸
2007.7.16 （平成19年）	新潟県中越沖地震 （新潟県上中越沖）	6.8	渋川・沼田など4 前橋・高崎など3	人的被害、家屋被害なし
2011.3.11 （平成23年）	東北地方太平洋沖地震 （太平洋三陸沖）、 （東日本大震災）	9.0	桐生6弱 渋川・高崎など5強 伊勢崎・館林など5弱	死者1人、負傷者41人、家屋半壊7戸、一部損壊17,246戸、火災2件
2018.6.17 （平成30年）	群馬県南部地震 （群馬県前橋市粕川町を震源とした地震）	6.3	赤城5弱 渋川（子持、北橋、伊香保、渋川、小野上）4	瓦の落下2戸

※「戸」の単位は、住宅の戸数を示す。

（出典 渋川市地域防災計画）

「群馬県地域防災計画（令和３年３月）」によると、８１８年に関東平野北西部（現在の群馬県付近）で推定マグニチュード７．５以上の弘仁（こうにん）地震が発生し、歴史書の「類聚国史」には多くの犠牲者が出たと記載されています。写真１－１のように、赤城山南麓の数多くの遺跡で、地割れ、噴砂、山崩れ等が生じた痕跡が見つかっており、この地震による可能性が高いとされています。

写真１－１ 発掘調査で現れた８１８年弘仁地震の最大規模の地割れ
（渋川市半田中原・南原遺跡）



（出典 渋川市教育委員会）

近年県内を震源とする大規模な地震は発生していませんが、市内には過去に大規模な地震が発生した痕跡があり、今後もこのような地震が発生する可能性があると考えられます。

〈2-2 群馬県の新たな地震・被害想定〉

県では、阪神・淡路大震災後に実施した地震被害想定から15年以上を経過し、また東日本大震災の大きな被害の経験から、群馬県地震被害想定調査検討委員会により、社会条件の変化、新たな知見、技術の進歩等を踏まえ「群馬県地震被害想定調査」（平成24年6月）の見直しを行いました。

県の地震被害想定では、関東平野北西縁断層帯主部、太田断層、片品川左岸断層による地震が発生した場合を想定し、その時の風速や発生時間によって建物の被害や火災の状況、死傷者数、避難者数などが示されています。

図表2-2 群馬県の地震被害想定

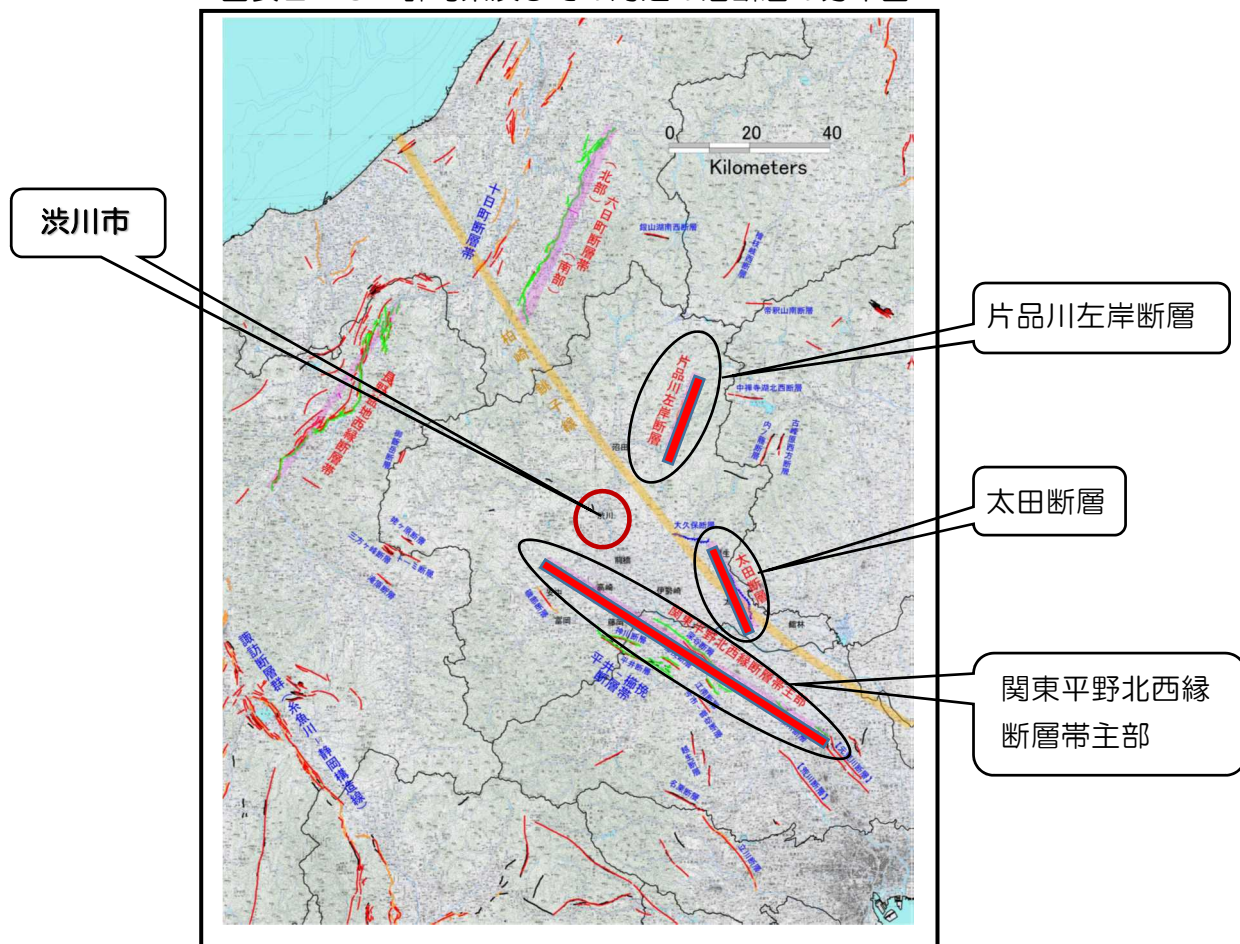
冬の朝 5 時、 風速 9m/秒の場合			関東平野北西縁断層帯主部による地震（M8.1）	太田断層による地震（M7.1）	片品川左岸断層による地震（M7.0）
人 被 害	死 者		約 3,130 人	約 1,130 人	約 20 人
	原 因 別	揺れ	約 2,890 人	約 1,100 人	若干人
		火災	若干人	若干人	－
		その他※	約 240 人	約 30 人	約 20 人
	負 傷 者		約 17,740 人	約 7, 880 人	約 90 人
	原 因 別	揺れ	約 17,310 人	約 7,780 人	約 60 人
		火災	約 90 人	約 20 人	－
		その他※	約 340 人	約 80 人	約 30 人
建 物 被 害	全壊・全焼棟数 （重複除く）		約 60,460 棟	約 22,280 棟	約 340 棟
	原 因 別	揺れ+液 状化・急 傾斜	約 59,050 棟	約 21,900 棟	約 340 棟
		火災	約 1,410 棟	約 380 棟	－
避難者の発生（ピーク：1 日後）冬の 18 時（風速 9m/ 秒）の場合			約 54 万人	約 19 万人	約 770 人

※その他：急傾斜地崩壊（がけ崩れなど）やブロック塀等の倒壊、屋外落下物による。

※「棟」の単位は、建物の棟数を示す。

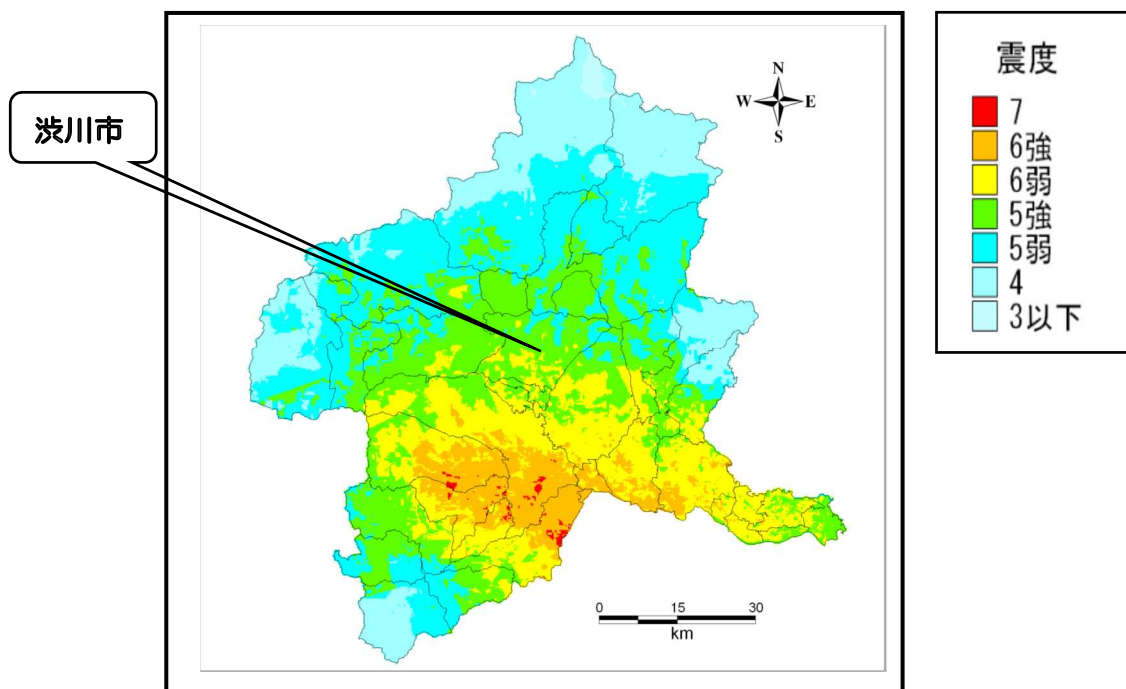
（出典 群馬県地震被害想定調査）

図表2-3 群馬県及びその周辺の活断層の分布図



(出典 群馬県地震被害想定調査)

図表2-4 関東平野北西縁断層帯主部による地震想定



(出典 群馬県地震被害想定調査)

〈2-3 渋川市の地震被害想定〉

本市の地震被害想定は、群馬県地震被害想定調査（平成 24 年 6 月）に基づき想定をします。第 2 期計画で想定した群馬県地震被害想定調査の見直しがないことから、引き続きこの調査に基づいた想定とします。

県内では、3つの震源による地震が想定されており、その被害想定では「関東平野北西縁断層帯主部」で最も大きな被害が起こるとされています。

この場合、建物被害として揺れによる建物の全壊は約 171 棟となり、このうち木造建物が 81 棟を占めます。これは、揺れと液状化・急傾斜が主な原因となっています。

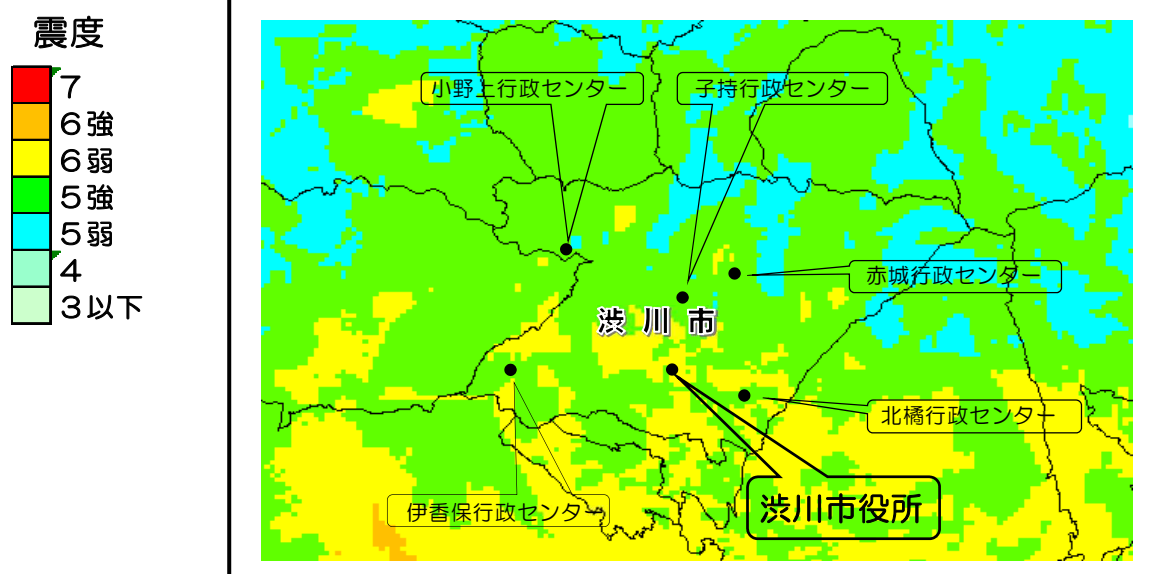
人的被害としては、死者約 13 人、負傷者約 190 人となり、揺れによる被害が主な原因とされています。

図表 2-5 渋川市の地震被害想定

冬の朝 5 時、 風速 9m/秒の場合 【 】：冬 18 時、風速 9m/ 秒の場合			関東平野北西縁 断層帯主部による地震（M8.1）	太田断層による 地震（M7.1）	片品川左岸断層 による地震 （M7.0）
人 的 被 害	死 者		約 13 人 【約 8 人】	約 1 人	約 1 人
	原因 別	揺れ	約 5 人【約 4 人】	—	—
		火災	—	—	—
		その他	約 8 人【約 4 人】	約 1 人	約 1 人
	負 傷 者		約 190 人 【約 146 人】	約 2 人	約 2 人
	原因 別	揺れ	約 180 人 【約 132 人】	約 1 人	約 1 人
		火災	— 【約 1 人】	—	—
		その他	約 10 人 【約 9 人】	約 2 人	約 1 人
建 物 被 害	全壊・全焼棟数 （重複除く）		約 171 棟	約 2 棟	約 1 棟
	原因 別	揺れ+液状 化・急傾斜	約 171 棟	約 2 棟	約 1 棟
		火災	—	—	—
避難者の発生（ピーク： 1 日後）冬 18 時（風速 9m/ 秒）の場合			約 3, 235 人	約 20 人	約 1 人

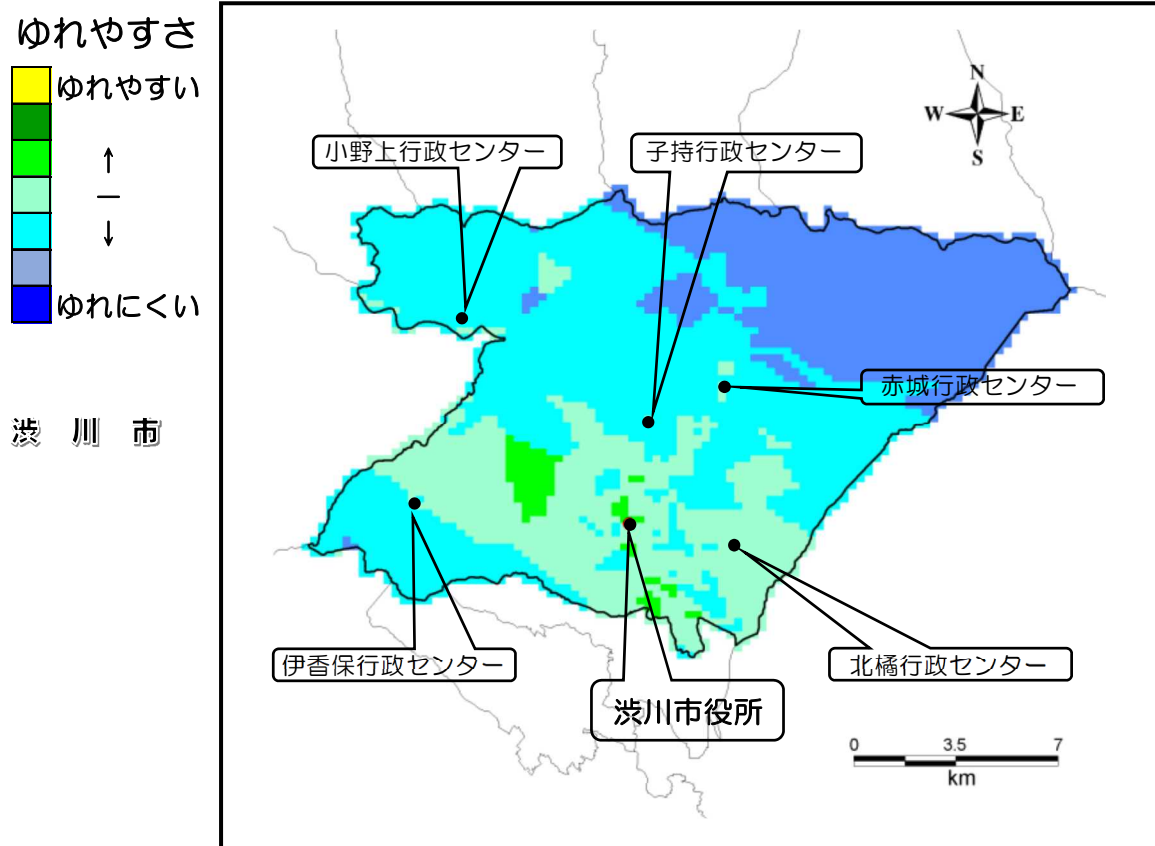
（出典 群馬県地震被害想定調査）

図表２－６ 関東平野北西縁断層帯主部による地震想定
における渋川市の震度分布図



(出典 群馬県地震被害想定調査)

図表２－７ 地震時のゆれやすさの分布図



(出典 群馬県地震被害想定調査)

《第3章 住宅・建築物の耐震化の現状と目標》

〈3-1 耐震化の現状〉

（１）全国の現状

平成30年度の住宅・土地統計調査に基づき、全国の住宅総数の5,360万戸のうち、耐震性を有するものが約4,660万戸あり、耐震化率は約87%と推計されています。

一方、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和3年4月1日時点で耐震診断結果が公表されている約11,000棟のうち耐震性を有するものが約9,900棟であり、耐震化率は約90%と推計されています。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約73%と推計されています。

（２）群馬県の現状

県計画では、平成30年度の住宅・土地統計調査に基づき、令和元年度末時点の推計を行うと、県内の住宅総数795,495戸のうち耐震性を有するものが689,359戸であり、耐震化率の推計値は約87%とされています。

一方、多数の者が利用する建築物については、総数5,618棟のうち耐震性を有するものが5,052棟であり、耐震化率の推計値は約90%と推計されています。

また、令和元年度の耐震診断義務付け対象建築物については、206棟のうち耐震性を有するものが127棟であり、耐震化率は約62%と推計されています。

（３）本市の現状

ア 住宅の現状

令和2年度の市内の住宅総数は、戸建住宅及び共同住宅を合わせて37,261戸です。このうち耐震性を有する住宅は26,072戸で、耐震化率は約70%となっています。

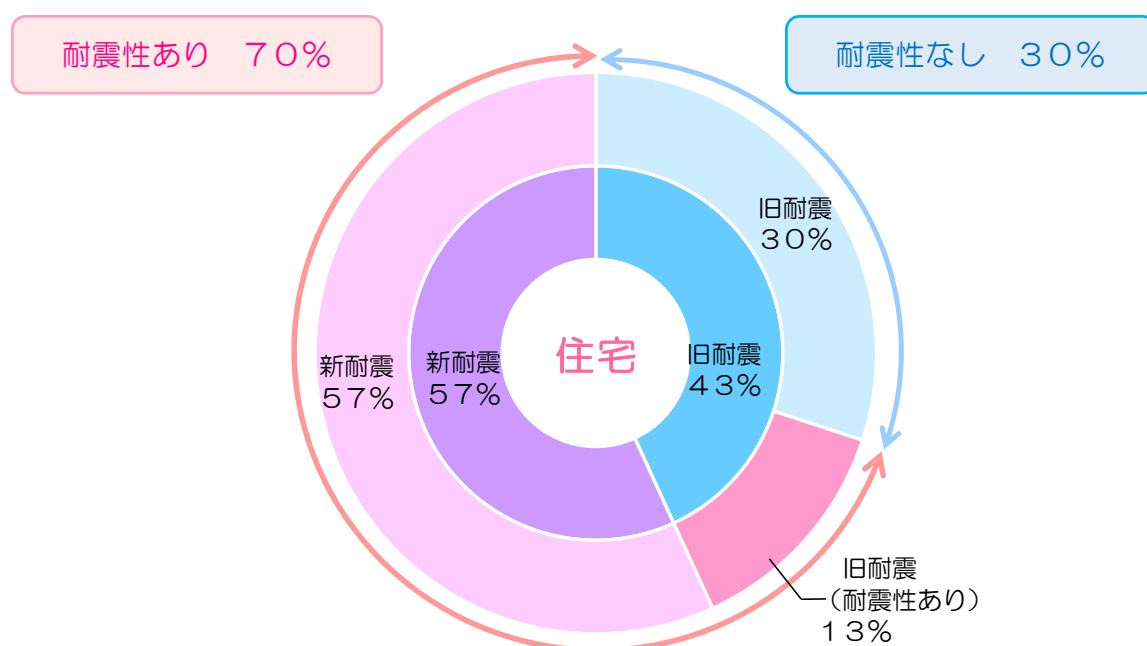
全住宅のうち、木造の戸建住宅は32,931戸であり、このうち耐震性を有する住宅は22,224戸で、耐震化率は約68%となっています。共同住宅を含む木造の戸建住宅以外の住宅は4,330棟で、このうち耐震性を有する住宅は3,848棟で、耐震化率は約89%となっています。

また、施策として木造住宅耐震診断者派遣（平成20～令和2年度末総数114件）、木造住宅耐震改修補助（平成21～令和2年度末総数6件）の実施による耐震化の推進や建替え又は解体による更新（以下「自然更新」という。）の結果、第1期計画策定時の耐震化率約54%が、令和2年度には約70%と16ポイント向上しました。

（図表3-15 耐震化率の推移と目標 26ページ参照）

しかし、県全体における住宅耐震化率87%から比較すると、本市は17ポイント低く、県内では耐震化が遅れています。

図表３－１ 住宅の耐震化の現状（令和３年１月１日時点）



旧耐震：昭和 56 年 5 月末以前の住宅、建築物をいう
新耐震：昭和 56 年 6 月以降の住宅、建築物をいう

図表３－２ 住宅の耐震化率の推計値

(戸)

区分	昭和56年5月末以前の住宅			昭和56年 6月以降 の住宅	住宅 (合計)	耐震性を 有する住 宅	耐震化率
	総数 a=b+c	耐震性有 ※ b	耐震性無 c				
木造戸建住宅	14,527	3,820	10,707	18,404	32,931	22,224	67.5%
木造戸建住宅以外（共同住宅含む）	1,557	1,075	482	2,773	4,330	3,848	88.9%
住宅総数	16,084	4,895	11,189	21,177	37,261	26,072	70.0%

（出典） 渋川市固定資産税課税台帳（令和3年1月1日時点）

※ 昭和56年5月末以前の旧耐震住宅について耐震性有とする割合は、平成20年度、平成25年度、平成30年度の住宅・土地統計調査の耐震診断を実施した建物のうち耐震性があると判断された戸数の割合による推計値より算出しています。

昭和56年5月末以前の住宅のうち、「木造の戸建住宅」の26.3%、共同住宅を含む「木造戸建住宅以外の住宅」の69.1%は、その推計値から耐震性があるとされています。

※ 耐震化率の算定方法について、第２期計画までは、国によるアンケート調査結果の推計値を元に算出してきましたが、国、県計画の推計方法の見直しに伴い、本市も耐震診断、改修の実態をより現実に近い数値に反映できるよう、県計画の推計方法と同じ推計方法に切り替え算出します。

第２期計画の推計方法で算出した場合、住宅耐震化率の推移は、第１期計画平成１９年度は約５４％、第２期計画平成２８年度は約６０％、令和２年度は約６２％となります。

旧耐震基準と新耐震基準の解説

現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれます。これは、昭和５３年の宮城県沖地震などの建物被害を踏まえた昭和５６年６月の建築基準法の改正によるもので、旧来の耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい構造耐力（新耐震基準）の基準をいうものです。阪神・淡路大震災では、昭和５６年以前の建築物で軽微な被害及び無被害が全体の３０％程度であるのに対し、昭和５７年以降の建築物では約７５％と、被害が少なかったことが明らかとなっています。

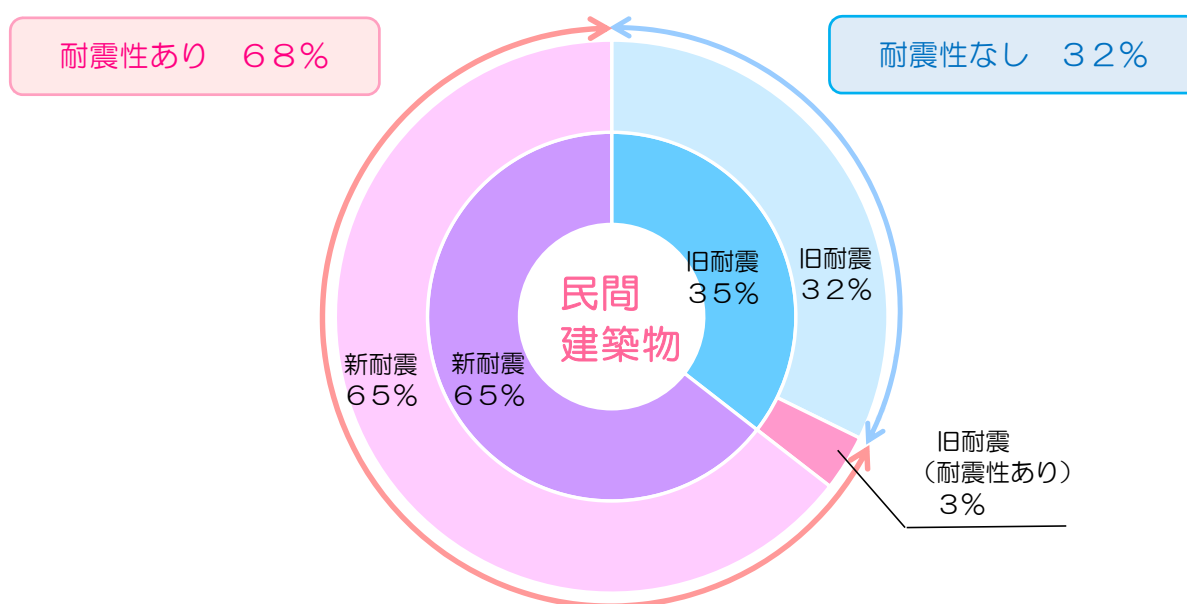
このことから、必要な耐震性の有無を想定する基準として、昭和５６年５月３１日を境に、昭和５６年５月末以前を「耐震性を満たしていない建築物（旧耐震）」、昭和５６年６月以降を「耐震性を満たしている建築物（新耐震）」と区分しています。

イ 民間の多数の者が利用する建築物の現状

令和2年度における、民間の多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）は183棟で、このうち耐震性を有する建築物は124棟であり、耐震化率は約68%となっています。

第1期計画から耐震化率は、13ポイント向上しました。（図表3-15 耐震化率の推移と目標 26ページ参照）

図表3-3 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の現状
（令和3年1月1日時点）



図表3-4 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計値

(棟)

区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物 (合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率 (%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1号	学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校以外の学校）	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	病院、診療所	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	0	1	12	13	12	92.3%
	集会場、公会堂		1	0	1	2	3	2	66.7%
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		0	0	0	2	2	2	100.0%
	ホテル又は旅館		40	2	38	26	66	28	42.4%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		13	3	10	10	23	13	56.5%
	事務所		5	1	4	10	15	11	73.3%
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	23	23	23	100.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		0	0	0	3	3	3	100.0%
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	0	0	0	2	2	2	100.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		1	0	1	3	4	3	75.0%
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		1	0	1	2	3	2	66.7%
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		2	0	2	21	23	21	91.3%
総数	65		6	59	118	183	124	67.8%	

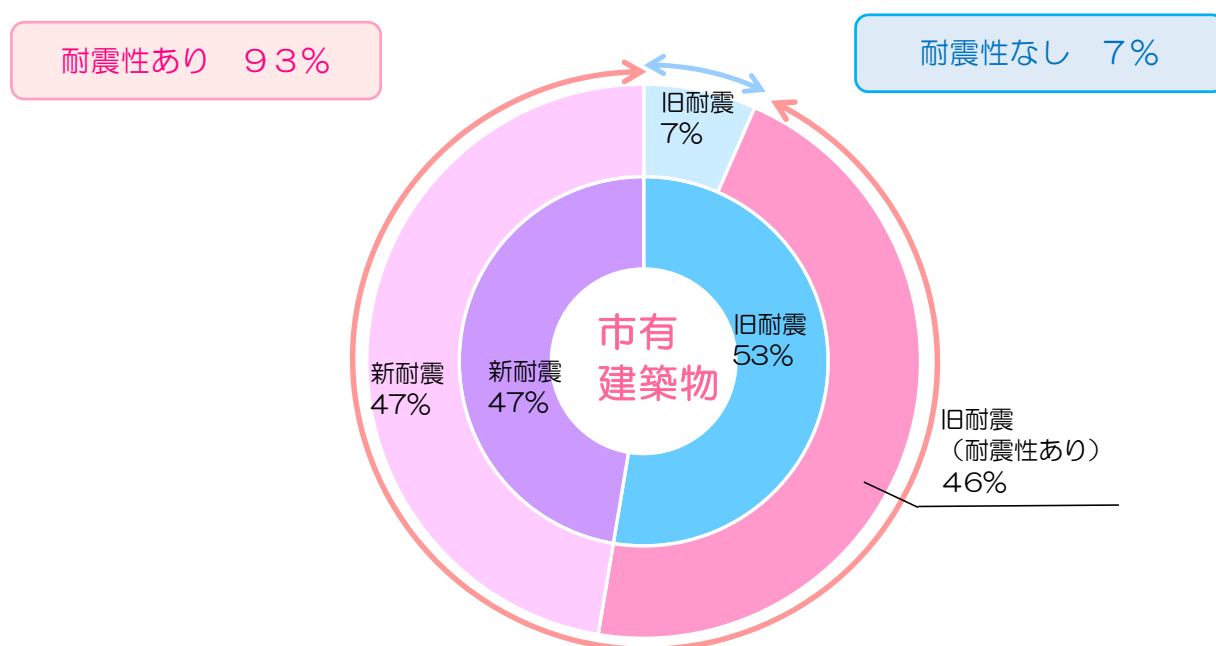
（出典）渋川市固定資産税課税台帳（令和3年1月1日時点）

ウ 市有の多数の者が利用する建築物の現状

令和2年度における、市有の多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）は76棟あり、このうち耐震性を有する建築物は71棟で、耐震化率は約93%となっています。

第1期計画から耐震化率は、25ポイント向上しました。（図表3-15 耐震化率の推移と目標 26ページ参照）

図表3-5 市有の多数の者が利用する建築物の耐震化の現状
（令和3年1月1日時点）



図表3-6 市有の多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計値

(棟)									
区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物 d	建築物 (合計) e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率 (%) g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c				
耐震改修促進法第14条第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数2及び床面積の合計1,000㎡	28	28	0	18	46	46	100.0%
	体育館	階数1及び床面積の合計1,000㎡	2	0	2	4	6	4	66.7%
	映画館又は演芸場	階数3及び床面積の合計1,000㎡	1	1	0	0	1	1	100.0%
	集会場、公会堂		1	1	0	4	5	5	100.0%
	ホテル又は旅館		1	1	0	0	1	1	100.0%
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		4	4	0	5	9	9	100.0%
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	1	0	1	1	2	1	50.0%
	博物館、美術館又は図書館	階数3及び床面積の合計1,000㎡	0	0	0	1	1	1	100.0%
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		2	0	2	2	4	2	50.0%
総数			40	35	5	36	76	71	93.4%

（出典）建築住宅課資料（令和3年1月1日時点）

エ 民間の耐震診断義務付け対象建築物の現状

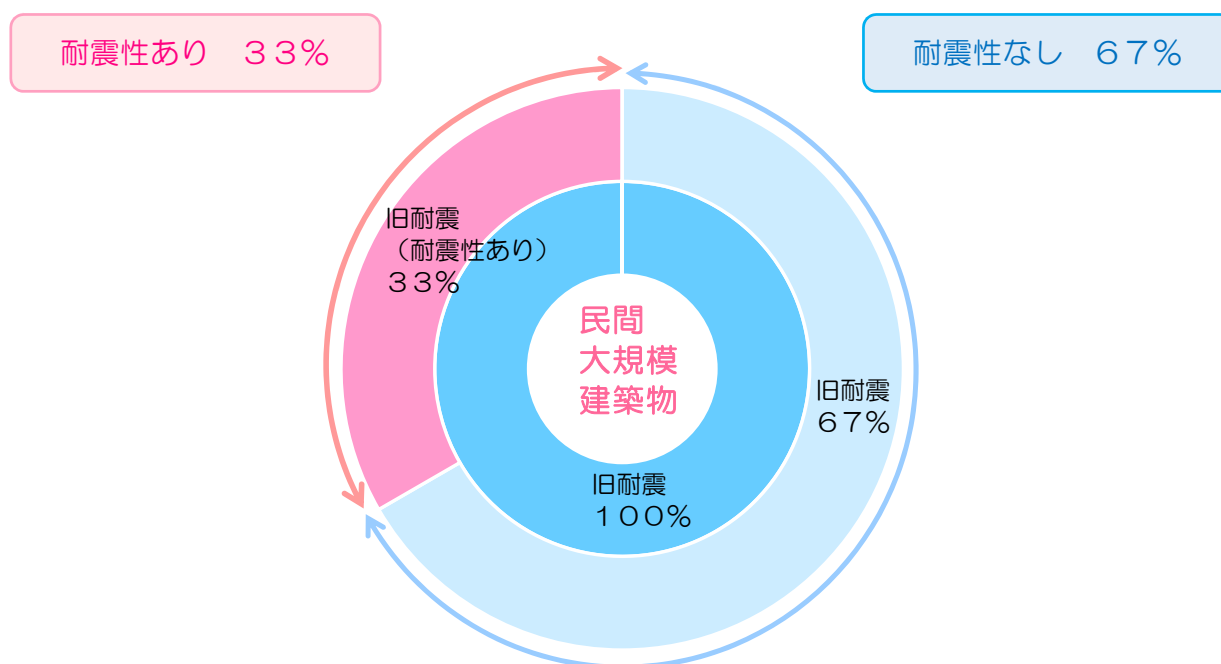
本計画から、国及び県の計画と同様に、特定既存耐震不適格建築物の中でも、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物を重点化し、耐震化の推進を行います。耐震診断義務付け対象建築物とは、耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた「要緊急安全確認大規模建築物」と「要安全確認計画記載建築物」です。

（図表１－５ 特定建築物の詳細分類図（民間、市有建築物） ５ページ参照）

令和２年度における、本市の民間建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物は６棟あり、耐震化率は約３３％です。対象建築物は、「ホテル又は旅館」、「危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」で、それぞれの耐震化率は次のとおりです。

なお、耐震診断はすべての建築物において実施しており、診断結果の詳細については、市からの報告により県のホームページで公表しています。

図表３－７ 民間の耐震診断義務付け対象建築物の現状（令和３年１月１日時点）



図表３－８ 民間の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の推計値

区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物	建築物（合計） e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率（％） g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c	d			
法第1号4条第1	ホテル又は旅館	階数3及び床面積の合計5,000㎡	5	1	4	0	5	1	20.0%
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数1及び床面積の合計5,000㎡	1	1	0	0	1	1	100.0%
総数			6	2	4	0	6	2	33.3%

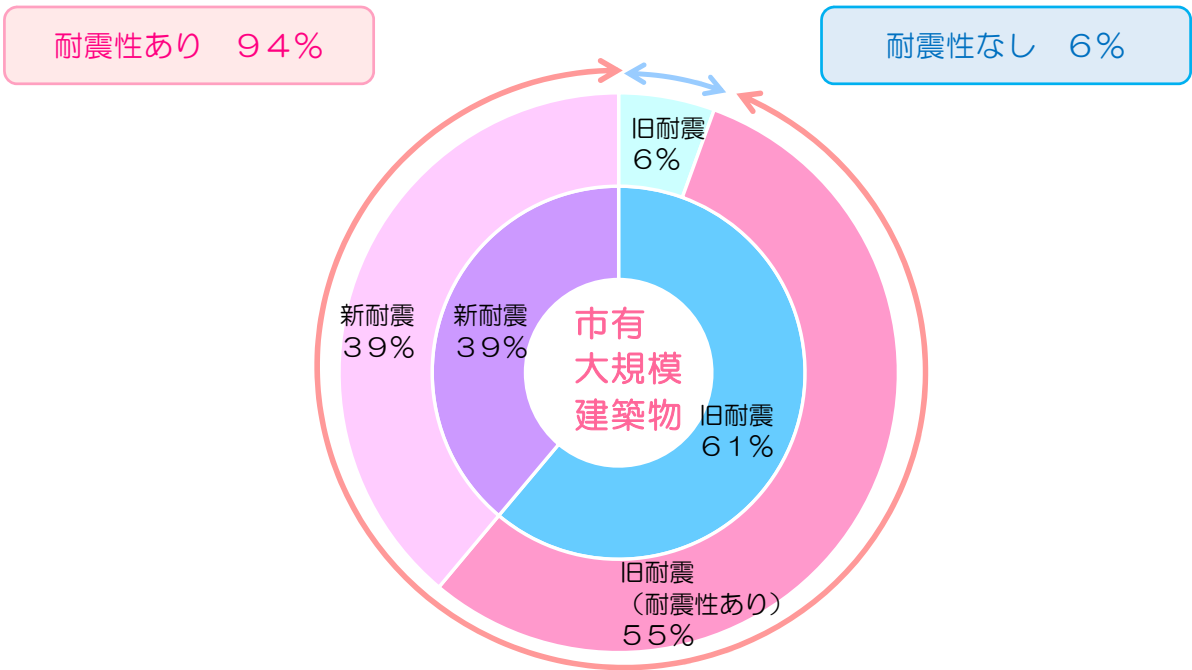
（出典）浜川市固定資産税課税台帳（令和３年1月1日時点）

オ 市有の耐震診断義務付け対象建築物の現状

令和2年度における、市有建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物は18棟あり、耐震化率は約94%です。対象建築物は、図表3-10に該当する規模の学校、集会場、防災拠点に位置づけられた建築物であり、それぞれの耐震化率は次のとおりです。

平成30年度の県計画の改正により、市町村防災計画で震災時に災害対策本部を設置する庁舎等は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく防災拠点に指定され、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられました。本市では、市役所本庁舎がこれに該当しています。このため、平成8年度に耐震診断を行い「耐震性が無い」という診断結果となりました。その他の旧耐震建築物もすべて耐震診断を実施しており、診断結果の詳細については、市からの報告により県のホームページで公表しています。

図表3-9 市有の耐震診断義務付け対象建築物の現状（令和3年1月1日時点）



図表3-10 市有の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の推計値

区分	用途	規模要件	昭和56年5月末以前の建築物			昭和56年6月以降の建築物	建築物（合計） e=a+d	耐震性を有する建築物 f=b+d	耐震化率（%） g=f/e
			総数 a=b+c	耐震性有 b	耐震性無 c	d			
法第14条第1号	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程若しくは特別支援学校	階数2及び床面積の合計3,000㎡	9	9	0	7	16	16	100.0%
	映画館又は演芸場	階数3及び床面積の合計5,000㎡	1	1	0	0	1	1	100.0%
第7条	防災拠点である建築物	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	1	0	1	0	1	0	0.0%
総数			11	10	1	7	18	17	94.4%

（出典）建築住宅課資料（令和3年1月1日時点）

〈3-2 耐震化の目標〉

(1) 国の目標

国の基本方針では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和3年3月閣議決定）における目標を踏まえ、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標としています。

《 国の目標 》

○住宅

- ・ 令和12年までに耐震性不十分な住宅をおおむね解消

○住宅以外の建築物

- ・ 令和7年までに耐震性不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

(2) 群馬県の目標

県は、第2期県計画において、現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み及び住宅の耐震性の確保による減災効果を踏まえ、令和2年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を国と同様に95%と定めてきました。

しかし、令和元年度の住宅の耐震化率は約87%であり、目標達成は困難であることから、国の方針を踏まえ計画を5年間延長し、令和7年度までに95%とすることとしています。

また、令和元年度の多数の者が利用する建築物の耐震化率は約90%であり、目標達成には至っていません。国の方針では、多数の者が利用する建築物について今後の目標を定める予定はないとしていますが、県では継続性を考慮して、計画を5年間延長し、令和7年度までに95%とすることとしています。

さらに、国が新たに耐震化を進める耐震診断義務付け対象建築物において、令和元年度の耐震化率は約62%ありますが、国の目標を踏まえ令和7年度までに95%としています。

《 県の目標 》

令和7年度までの耐震化率

住宅

多数の者が利用する建築物

耐震診断義務付け対象建築物

目標95%

(3) 本市の目標

ア 住宅の耐震化の目標

本市では、住宅について、令和3年度までに耐震化率80%を目標に掲げましたが、令和2年度の耐震化率は約70%であり、目標達成は困難な状況です。

達成が困難な理由には、資金不足や防災意識の低さなど様々なものがあります。それらの課題を短期間で達成するのは困難ですが、本計画では、ひとつひとつ課題を抽出し解決方法を探りながら、国の方針、県計画を踏まえ目標を設定します。

県の目標は、令和7年度までに耐震化率95%を目標としていますが、県の現状は87%であり、市の状況70%と比較すると17ポイント程度高く、県と同調することは現実的ではありません。現時点で第2期計画の目標の80%に達成が困難な状況であり、耐震化の伸び率も鈍く短期間での抜本的な解消は困難と考えられることから、耐震化率の目標を一段階下げた90%とし、県計画より長い期間で長期的に取り組むこととします。

《市の住宅の目標》

令和13年度までに 目標 90% とします

令和8年度までに 80%

令和13年度想定件数

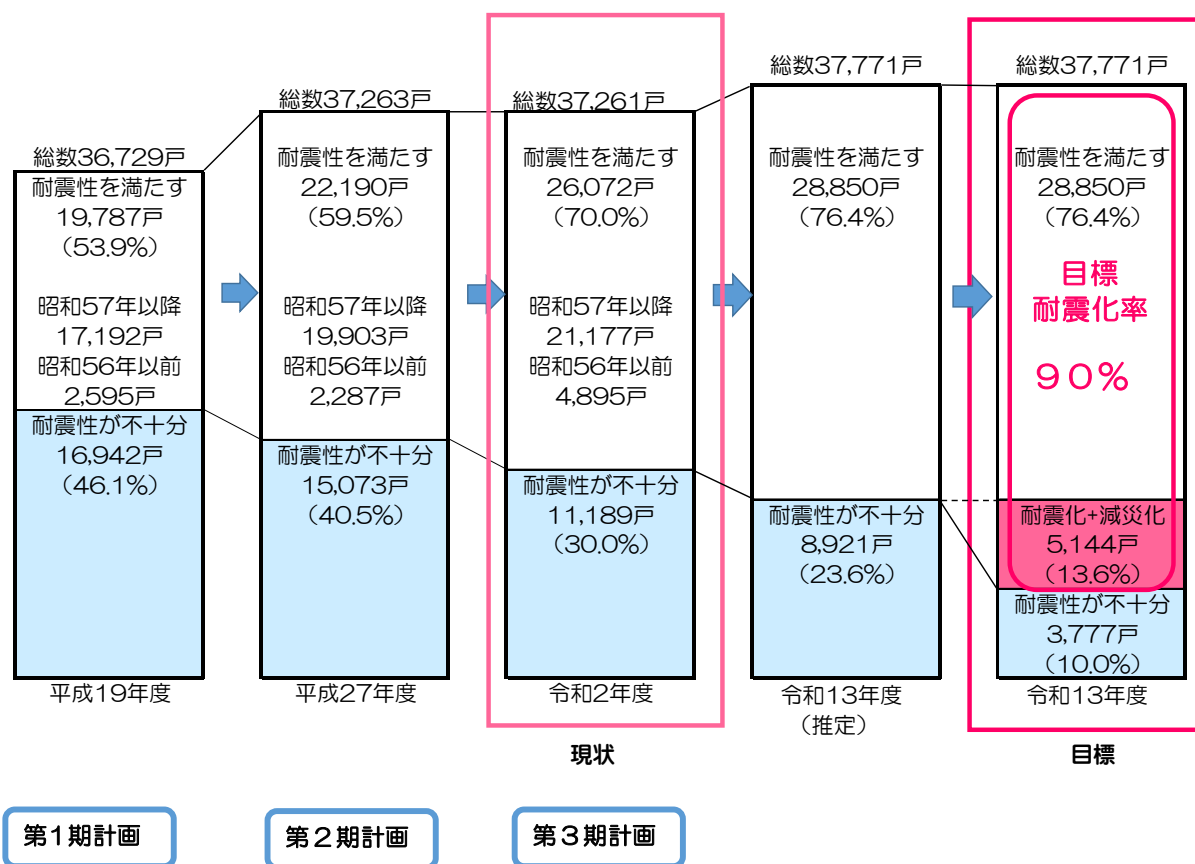
住宅総数 37,771戸 耐震性あり28,850戸

目標達成のために耐震化が必要な住宅数は5,144戸

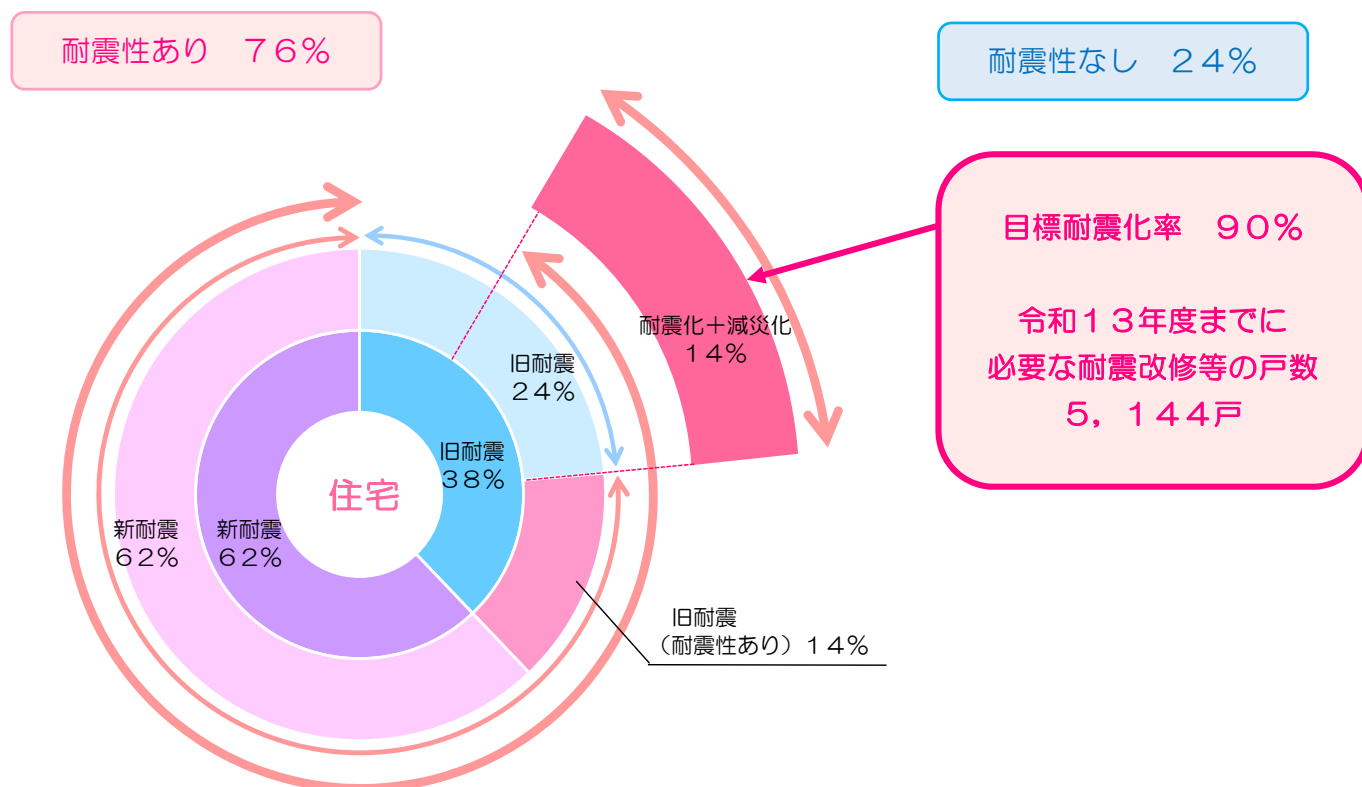
※ 「自然更新」による令和13年度の住宅数の推計は37,771戸となり、そのうち耐震性を有する住宅数は28,850戸で、耐震化率は目標の約76%になると推計されます。

令和13年度までに90%とするためには、耐震化や減災化など施策等の推進により5,144棟、年間約515戸の耐震化が必要になります。

図表３－１１ 住宅の耐震化の推移及び目標



図表３－１２ 令和13年度の住宅の推計値と耐震化の目標



イ 民間の多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

民間の多数の者が利用する建築物については、第2期計画において、令和3年度までに耐震化率80%を目標に掲げましたが、令和2年度の耐震化率は約68%であり、目標達成が困難な状況です。これらの建築物については、その規模等から耐震化を進めるにあたり長期期間を要します。このため、令和13年度までに耐震化率を90%にすることを目標とします。

《民間の多数の者が利用する建築物の目標》

令和13年度までに 目標 90% とします

令和8年度までに 80%

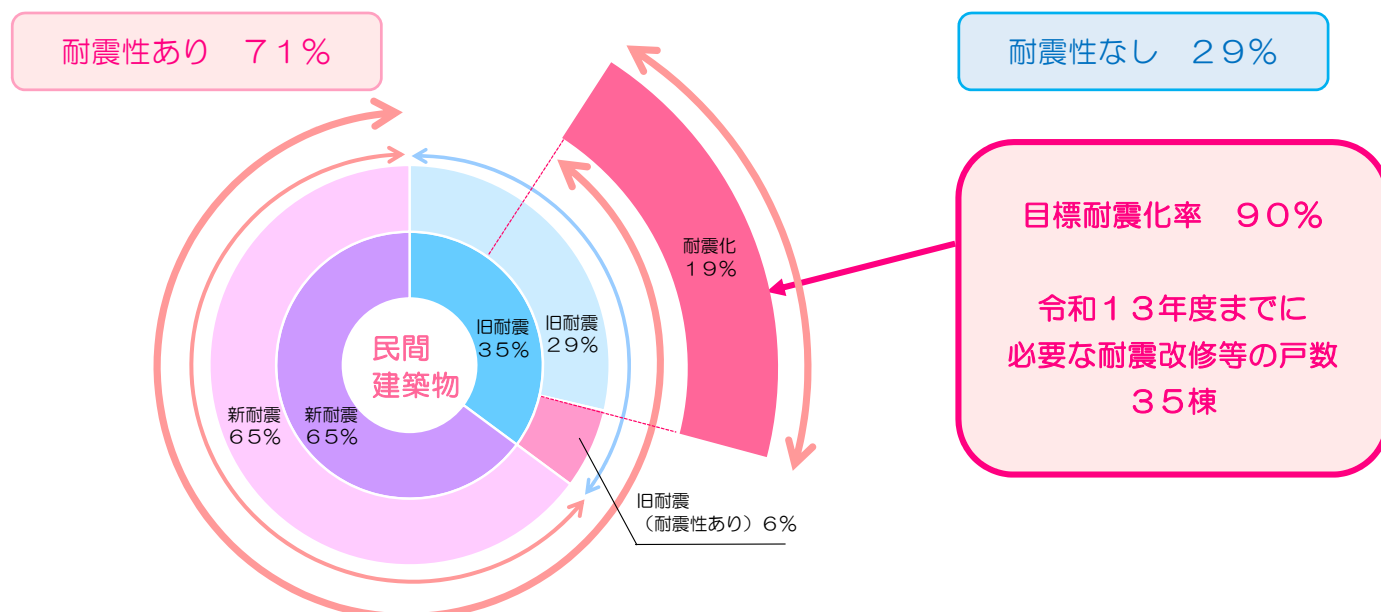
令和13年度想定件数

建築物総数 185棟 耐震性あり 132棟

目標達成のために耐震化が必要な建築物数は 35棟

※ 自然更新による令和13年度の多数の者が利用する民間建築物は185棟となり、そのうち耐震性を有する数は132棟で、耐震化率は約71%になると推計されます。目標の耐震化率90%を達成するためには、令和13年度末までに、施策等の推進により35棟の耐震化が必要になります。

図表3-13 令和13年度の民間の多数の者が利用する建築物の推計値と耐震化の目標



ウ 市有の多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

市有施設の多数の者が利用する建築物については、第2期計画において令和3年度までに耐震化率100%を目標に掲げましたが、令和3年度の耐震化率は約93%であり、目標達成には至りませんでした。

残る市有建築物については、引き続き今後の活用や除却、耐震改修、建替えを含めた総合的な検討を行いつつ、令和13年度までに100%を目指します。

《市有の多数の者が利用する建築物の目標》

令和13年度までに 目標100% とします

令和13年度想定件数

建築物総数 76棟 耐震性あり 71棟

目標達成のために耐震化が必要な建築物数は 5 棟

※ 市有施設は現時点で更新の予定が未定のため、自然更新はないものとみなします。
令和13年度までに目標を達成するためには図表3-14に掲げる5棟の施設の耐震化が必要となります。

図表3-14 市有の多数の者が利用する建築物における耐震性が無いとされる施設一覧

区分	用途	規模要件	施設名
法第14条第1号	体育館	階数1及び床面積の合計1,000㎡	渋川市市民体育館
			渋川市総合公園体育館
	幼稚園又は保育所	階数2及び床面積の合計500㎡	渋川市第五保育所
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3及び床面積の合計1,000㎡	渋川市役所本庁舎 子持行政センター

※子持行政センターは令和6年度までに解体する予定です。

※ 市有施設においては、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から、耐震改修促進法に定められた規模の建築物だけでなく、その他の建築物においても耐震化を促進していきます。

また、市有施設の道路に面するブロック塀について点検し、危険な箇所において撤去及び改修をしています。今後も、市有のブロック塀について定期的に点検を行い、ブロック塀等の耐震化を図ります。

エ 民間の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

本計画から、国及び県の計画と同様に、既存耐震不適格建築物のうち、特に耐震化の重要性の高い耐震義務付け対象の建築物について、新たに目標を定めます。

現在民間における対象建築物は6棟あり、すべての建築物において耐震診断は終了しています。そのうち耐震改修を行った建築物は2棟で、耐震化率は約33%となっています。残る4棟においては、改修補助の支援など行いながら耐震化の推進を図ります。

《民間の耐震診断義務付け対象建築物の目標》

令和13年度までに 目標100% とします

令和13年度想定件数

建築物総数 6棟 耐震性あり 2棟

目標達成のために耐震化が必要な建築物数は 4棟

オ 市有の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標

本市における対象建築物は、一定規模以上の学校、集会場及び県計画で防災拠点に指定された庁舎の計18棟があり、すべての建築物において耐震診断は終了しています。そのうち、耐震改修を行った建築物は17棟あり、残る1棟は防災拠点となる渋川市役所本庁舎です。

防災拠点は、大規模な地震が発生した場合において災害対応に必要な施設として位置づけられ、早急に耐震化を図る必要があります。このため、耐震化又は建替えなどの検討を進めるとともに、建物の耐震性を有する部分については防災機能が確実に発揮できるよう対策を進めます。

《市有の耐震診断義務付け対象建築物の目標》

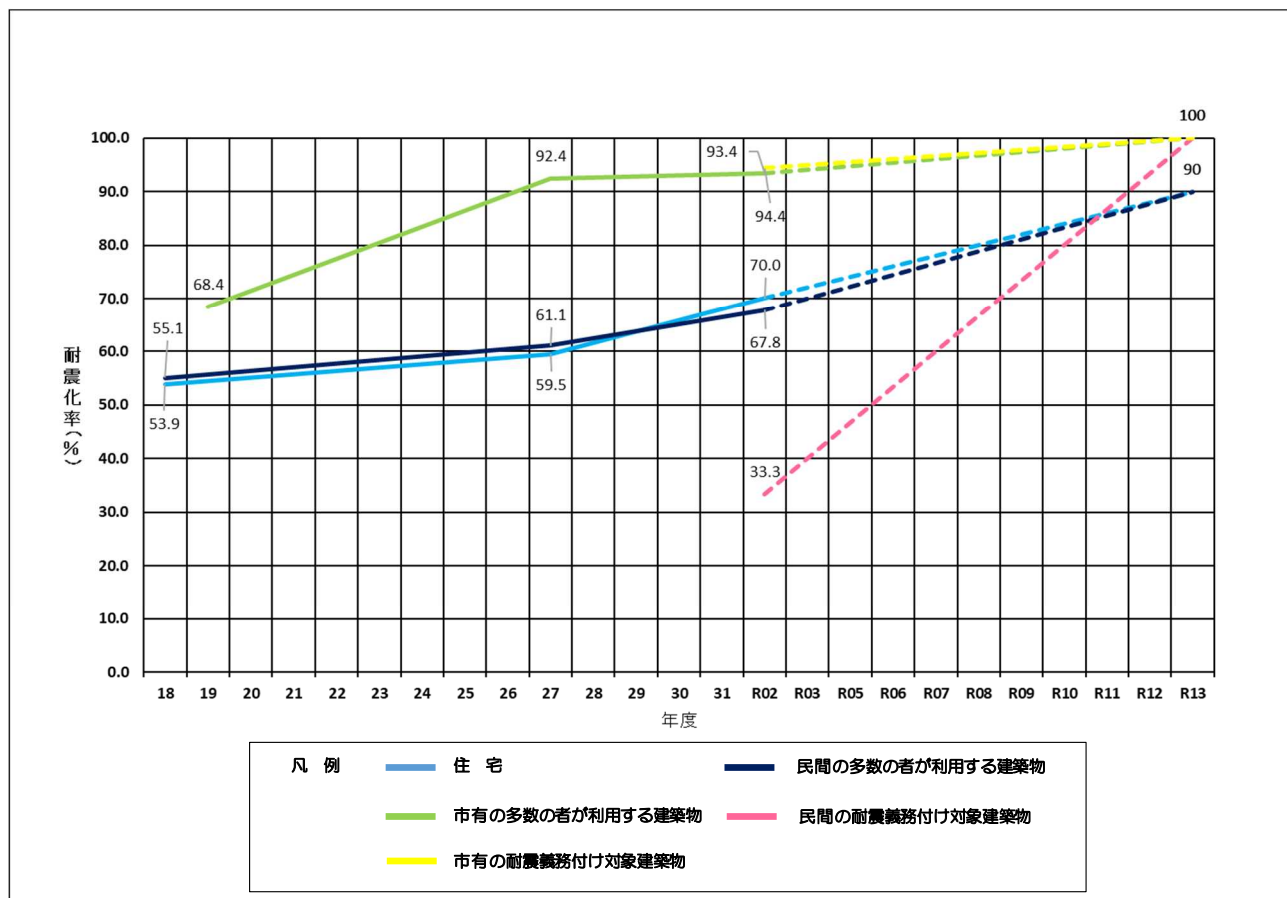
令和13年度までに 目標100% とします

令和13年度想定件数

建築物総数 18棟 耐震性あり 17棟

目標達成のために耐震化が必要な建築物数は 1棟

図表３－１５ 耐震化率の推移と目標



図表３－１６ 各計画における耐震化率の目標値と現状値の推移

	平成２７年度目標値			令和３年度目標値			令和１３年度目標値	
	(第１期計画) 計画期間 ８年	平成２７年度 現状値		(第２期計画) 計画期間 ６年	令和２年度 現状値		(第３期計画) 計画期間 １０年	
住 宅	75%	60%		80%	70%		90%	
民間の多数の者が利用する建築物	80%	61%	➡	80%	68%	➡	90%	
市有の多数の者が利用する建築物	90%	92%		100%	94%		100%	
民間の耐震義務付け対象建築物	—	—		—	33%		100%	
市有の耐震義務付け対象建築物	—	—		—	93%		100%	

《第4章 耐震化を促進するための取組》

〈4-1 基本的な取組方針〉

住宅や建築物の耐震化促進には、その所有者等が地震に対する危機意識を持ち、地域防災対策を含めて自らの問題、地域全体の問題として意識して取り組むことが重要です。

特に耐震診断義務付け対象建築物の所有者等については、耐震診断結果に応じて耐震改修を行うよう促します。

本市は、こうした取組を支援するという観点から、所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担の軽減を図るため、支援制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の阻害要因となっている問題を解決し、耐震化の促進に取り組むものとします。

また、耐震化が進まない要因として、費用の問題と意識の問題があります。これらは、短期的に解決できる問題ではありませんが、粘り強く取り組むことで耐震化の促進を図ります。

（１）住宅・建築物所有者の役割

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題としての認識を持ち、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性の確保を図らなければなりません。昭和56年5月末以前に建てられた旧耐震の住宅・建築物の耐震診断、耐震改修や建替えなどに努め、「自らの身体・生命・財産を守る」ことを基本とするとともに、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識し、主体的に耐震化に取り組むものとします。

（２）市の役割

本市は、「市民の身体・生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、住宅・建築物の所有者が主体的に耐震化の取組ができるよう、県や関係機関と連携して耐震化促進のための相談窓口の充実や情報提供等を行います。また、耐震改修等に関する支援制度や融資制度等の充実及び創設に取り組み、周知していきます。

市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化については、計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組めます。その他の市有建築物については、災害時の位置付けや老朽度、財政状況などを勘案しながら耐震化の促進を図ります。

〈4-2 重点的に耐震化に取り組む住宅・建築物〉

住宅、民間の多数の者が利用する建築物、市有施設については、重点的に耐震化を図らなければならない建築物として耐震改修の促進を図るものとします。また、国や県計画にならい、本計画から耐震診断義務付け対象建築物においても、その対象建築物として位置付けます。

ア 住宅

住宅の中でも特に木造住宅は、倒壊や火災の延焼により人的、経済的被害の大きな原因となることから、広報や回覧板、パンフレット、防災訓練等による啓発活動により、耐震診断や耐震改修に対する支援、固定資産税の減税制度等の優遇措置の周知を図るとともに、関係機関と連携を行いながら耐震診断、耐震改修の推進を図ります。

イ 民間の多数の者が利用する建築物

民間建築物の所有者には、広報などの手段により耐震化の周知を図るとともに、所管行政庁と連携しながら、耐震診断や耐震改修に向けての相談や、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導・助言を行い耐震化の推進を図ります。



群馬県パンフレット

ウ 市有建築物

市有建築物は、学校、庁舎、診療所など災害時に防災関係者、避難者、傷病者や要援護者が多く集まる施設であり、応急活動の拠点として幅広く活用されます。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保という観点からも建築物の耐震性の確保が求められます。これらの建築物については、計画的かつ重点的に災害時の位置付けや老朽度、財政状況などを勘案しながら耐震化を図ります。

エ 耐震診断義務付け対象建築物

特定既存耐震不適格建築物の中でも特に大規模なものは、重点的に耐震化を図る必要があることから、耐震診断が義務付けられています。民間建築物は、所管行政庁と連携しながら、所有者などに耐震改修に向けての支援や相談、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導・助言を行い耐震化の推進を図ります。

〈4-3 避難路の指定及び沿道建築物等〉

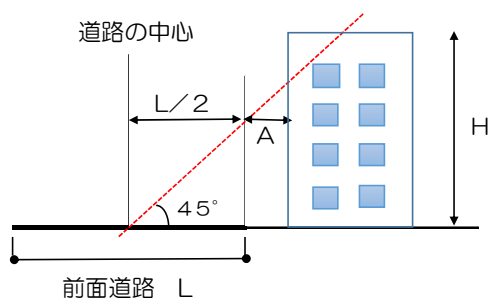
(1) 通行障害建築物等

耐震改修促進法第14条第3号では、地震によって建築物が倒壊した場合に、その敷地に接する防災上重要な道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対して一定の高さの建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物であるものは、耐震診断及び耐震改修を促進することとしています。また、必要な場合には、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）として指定することができると規定しています。

図表4-1 通行障害建築物の対象となる建物

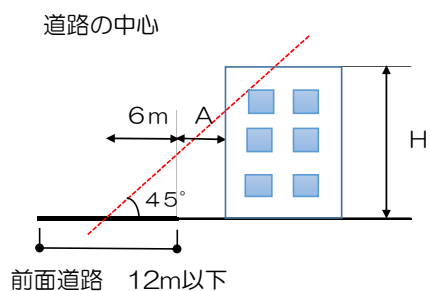
(1) 前面道路の幅員が12mを超える道路

$L/2 + A < H$	対象
$L/2 + A \geq H$	対象外



(2) 前面道路の幅員が12m以下の道路

$6m + A < H$	対象
$6m + A \geq H$	対象外



凡例 L：道路幅員、H：建築物の高さ、A：道路境界と建築物の距離

避難路の指定に際し、耐震改修促進法において地方公共団体の規定に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされています。県計画における避難路の指定では、次図のとおり要件の緩和の規定が設けられています。

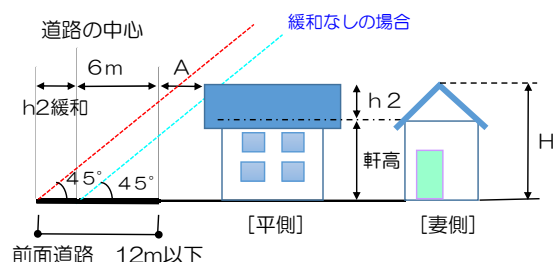
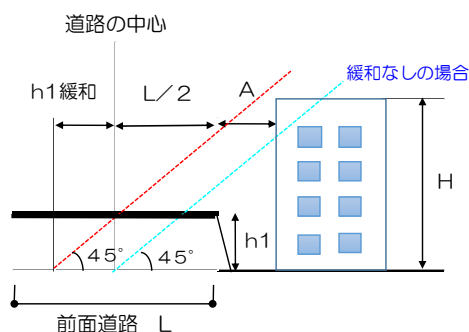
図表４－２ 通行障害建築物の要件の緩和

緩和１ 前面道路よりも敷地が低い場合
(前面道路の幅員が12mを超える場合)

$$\begin{array}{l} L/2 + A + h_1 < H \text{ 対象} \\ L/2 + A + h_1 \geq H \text{ 対象外} \end{array}$$

緩和２ 建築物が木造の場合
(前面道路の幅員が12m以下の場合)

$$\begin{array}{l} 6m + A + h_2 < H \text{ 対象} \\ 6m + A + h_2 \geq H \text{ 対象外} \end{array}$$

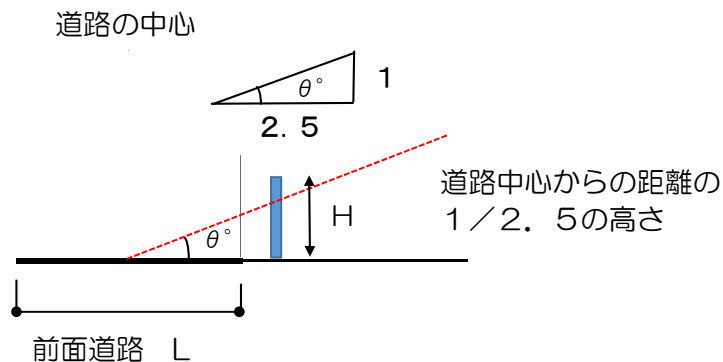


凡例 L：道路幅員、H：建築物の高さ、A：道路境界と建築物の距離
h1：道路と敷地の高低差 h2：建築物の高さと軒の高さの差

平成30年の耐震改修促進法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、前面道路に面する部分の長さ25mを超え、かつ下図の高さを超えるものであって、建築物に附属するものとなっています。

本計画では、県計画と同様にブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への耐震化の啓発をはじめとした取組を行うことで安全確保対策を進めることとします。

図表４－３ 通行障害の対象とすることが可能となったブロック塀等



凡例 L：道路幅員、H：ブロック塀等の高さ

(2) 避難路の指定

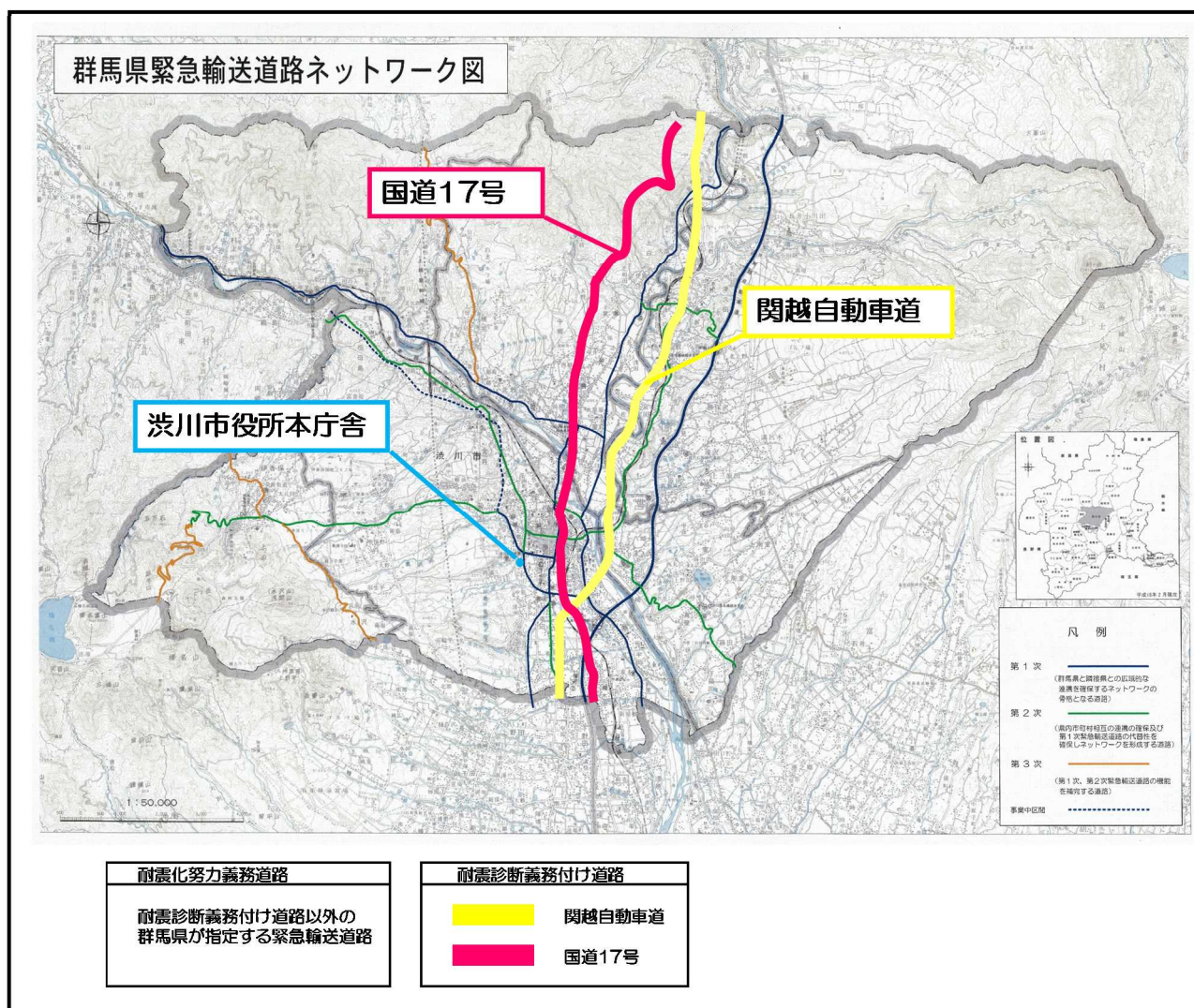
県計画では、群馬県地域防災計画で指定されている群馬県緊急輸送道路を避難路に指定し、既存耐震不適格建築物である通行障害建築物の耐震化を促進しています。

第1次群馬県緊急輸送道路のうち、特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路（以下「耐震化努力義務道路」という。）に指定しています。耐震化努力義務道路は、市町村が別途、耐震改修促進法第6条第3項第1号の指定に基づいて、耐震診断を義務付ける道路に指定した場合は、市町村の指定が優先適用されます。本市において、この耐震診断義務付け道路の指定はしていませんが、今後その位置付けの必要性について検討を行います。

図表4-4 渋川市内の耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路一覧

種類	路線名	耐震診断義務付け道路（○） 耐震化努力義務道路（△）の指定
第1次緊急輸送道路 （群馬県）	関越自動車道	○
	国道17号	○
	国道353号	△
	（主）高崎渋川線	△
	（主）渋川東吾妻線	△
第2次緊急輸送道路 （群馬県）	（市）駅前通り線	△
	（主）渋川東吾妻線	△
	国道291号	△
	（主）渋川松井田線	△
	（主）渋川大胡線	△
	（主）大間々上白井線	△
第3次緊急輸送道路 （群馬県）	（一）下久屋渋川線	△
	（市）行幸田小倉線	△
	（主）下新田線	△
	（主）前橋伊香保線	△
	（一）伊香保小野上線	△
	（主）渋川松井田線	△

図表4-5 渋川市内の耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路



《第5章 耐震改修の促進を図るための施策》

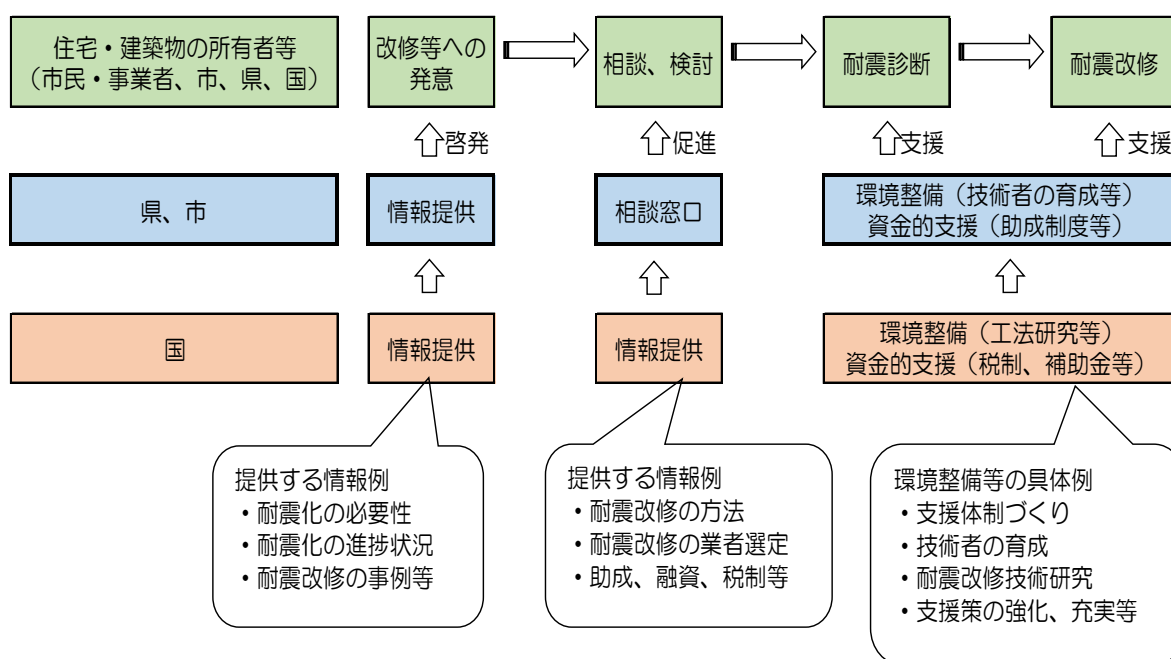
〈5-1 耐震診断、耐震改修費用の支援〉

本市では、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修に対する市の補助制度、国や県の補助制度、税制優遇措置等を活用しながら耐震化を促進します。

耐震診断、耐震改修の実施は、多額の費用負担が耐震化の大きな阻害要因の一つとなっています。それに対する支援は、耐震化促進の有効な手段となります。このため、現在実施している耐震診断者の派遣、耐震改修費用や減災化を目的とした部分改修の補助制度を継続します。

また、特定既存耐震不適格建築物については、所管行政庁である県と連携、協調を行いながら支援策等の検討を行い耐震化の促進に繋げます。

図表5-1 耐震診断・耐震改修の促進イメージ図



(1) 木造住宅への支援

本市では、「渋川市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱」に基づき、木造住宅の耐震診断を実施する市民に対して、耐震診断者の派遣を行います。

また、木造住宅の耐震改修を行う市民に対しては、「木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」に基づき、その費用の一部を補助します。

ア 木造住宅耐震診断者派遣事業

補助対象 条 件	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅 (住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②市内に住所を有する個人が居住している住宅又は市内に居住しようとする個人が所有する住宅 ③階数が2階建以下の住宅(地階を除く) ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと。
事業内容	耐震診断者を派遣し、一般診断法により地震に対する安全性を評価する。市が診断費用を負担。
実施期間	平成20年10月1日～

※令和3年4月1日時点

イ 木造住宅耐震改修補助事業

補助対象 条 件	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅 (住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ②市内に所有し、居住している又は居住しようとしていること。 ③階数が、2階建以下の住宅(地階を除く) ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと。 ⑥補強設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で木造住宅の耐震診断と補強方法の講習を受講している者が行うもの ⑦木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後、1.0以上となるもの ⑧工事着手前であること
補助額	耐震改修工事(補強設計費を含む)に要した費用の2分の1以内の額とし、60万円を限度額とする。
実施期間	平成21年4月1日～

※令和3年4月1日時点

ウ 木造住宅の減災化の推進

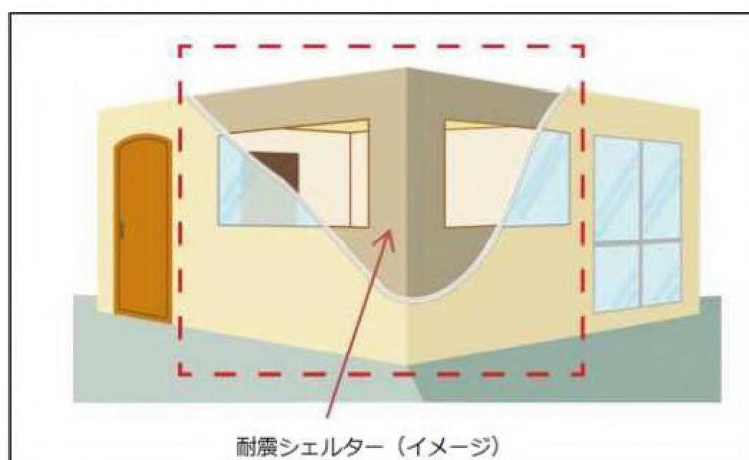
木造住宅の耐震化が、費用の問題や手間がかかるなどの理由により進まない状況を踏まえ、簡易な方策として住宅の減災化を目的とした、耐震シェルターや耐震ベッドの設置を行う市民に対し、「木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱」に基づき、その費用の一部を補助します。

耐震シェルター・耐震ベッド設置工事補助

補助対象条件	①昭和56年5月末以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの） ②高齢者（65歳以上の人）のみ居住する、または障害者が同居する市内の住宅 ③階数が、2階建以下の住宅（地階を除く） ④木造で在来軸組構法、伝統的構法による住宅 ⑤市税を滞納していないこと ⑥木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された住宅 ⑦耐震シェルターまたは耐震ベッドの機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑧工事着手前であること
補助額	設置工事費の2分の1。限度額は30万円。
実施期間	平成30年4月1日～

※令和3年4月1日時点

図表5-2 耐震シェルター、耐震ベッドのイメージ図



エ 簡易耐震診断方法の紹介

詳細な耐震診断を行うべきか判断するための目安として、所有者が気軽に行える簡易耐震診断について、（一財）日本建築防災協会発行のリーフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」等を配布、紹介して耐震診断へ繋がります。

簡易耐震診断の結果希望する場合は、耐震診断ができる機関などのアドバイスや相談に応じます。

オ 出前なんでも講座の活用推進

昭和56年5月末以前に分譲された旧耐震の住宅団地、その他旧耐震住宅が集まる地域を対象に、県が実施している出前なんでも講座や市の出前講座を開催し、より多くの人に耐震知識、被害を減らすための身近な対策や、耐震診断・耐震改修の必要性を理解してもらう場を提供します。

（2）他の事業と連携した取組

カ 住宅リフォーム補助との併用

住宅の耐震改修の際には、耐震化の工事だけでなく、老朽化した住宅設備や耐震以外の部分を同時に改修する場合があります。こうした改修の費用を軽減し、耐震化を進めるため「住宅リフォーム促進事業」の補助制度を併用して利用することができます。

住宅リフォーム促進事業

補助対象条件	①市内の個人住宅（併用住宅含む）に居住する者 ②賃貸住宅、給与住宅、別荘、売買目的でないもの ③市税を滞納していないこと ④市内の工事業者に発注するもの ⑤工事着手前であること
補助額	20万円以上のリフォームをする工事の10分の1とし、10万円を限度
実施期間	平成23年4月1日～

※令和3年4月1日時点

キ 空き家の施策との連携

全国的に増加傾向にある空き家問題について、令和2年3月現在本市には約1,200戸の空き家があり、市では様々な空き家対策を実施しています。

空き家が倒壊した場合、居住者がいないため人的被害はありませんが、倒壊することにより隣地に被害を及ぼすことや道路を塞ぎ地震被害を拡大させる可能性があります。このため、老朽化や放置された空き家について、空家解体事業による解体費用の補助、また、利活用が可能な空き家は、空家活用支援事業によるリフォーム費用の補助制度により、耐震上危険な空き家の削減に努めます。さらに、空き家の無料相談や空き家バンクによる情報提供を行い、空き家の利活用を支援する取組を引き続き実施します。

空家解体事業

補助対象条件	①空家の所有者、相続人、同意された者 ②個人が所有する、1年以上空家であるもの ③空家に所有権以外の権利がないもの ④公共事業による解体でないもの ⑤市税を滞納していないこと ⑥市内の工事業者に発注するもの ⑦工事着手前であること
補助額	20万円以上の空家の全部を解体する工事（敷地内の附属建物等含む）の10分の1とし、20万円を限度 以下のいずれかに該当する場合は10万円の加算あり ①昭和56年5月末以前に建築された建物 ②緊急輸送道路沿道の建物 ③1年以内に購入した建物 ④接道状況の悪い敷地にある建物
実施期間	平成28年4月1日～

※令和3年4月1日時点

空家活用支援（リフォーム）事業

補助対象条件	①空家の所有者、空家を取得して居住するためにリフォームする者 ②個人が所有する、1年以上空家であるもの ③マンション、長屋住宅、給与住宅等でないもの ④市税を滞納していないこと ⑤市内の工事業者に発注するもの ⑥工事着手前であること
補助額	20万円以上の空家のリフォームをする工事の10分の1とし、30万円を限度 以下のいずれかに該当する場合は20万円の加算あり ①市外からの転入者 ②若者夫婦世帯（夫婦いずれかが40歳未満の世帯） ③子育て世帯（15歳以下の子どもを扶養している世帯）
実施期間	平成28年4月1日～

※令和3年4月1日時点

ク 税制措置の周知

税制措置では、耐震改修促進税制により、既存住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減税等を受けることができます。市では、住宅の耐震化を促進するために、耐震改修税制について市民、建築物所有者への周知に努めます。

（３）要緊急安全確認大規模建築物への支援

特定既存耐震不適格建築物のほとんどは多数の者が利用又は滞在するため、地震災害時には大きな被害を受けることが予想されます。その中には災害時に避難者の受け入れや物資の供給を行う施設も含まれ、一定の公共性を有すると認められるものがあります。

市では、耐震改修補助について、県と連携、協調を行い耐震改修の促進を図ります。

旅館ホテル耐震改修補助事業

補助対象条件	以下のいずれにも該当する対象建築物の所有者 ①渋川市に所在するもの ②要緊急安全確認大規模建築物の旅館、ホテルであるもの ③耐震診断を実施した建築物で、診断の結果第三者判定機関により倒壊の危険性があると判定されたもの ④耐震補強設計者が耐震補強設計を行い、第三者判定機関による補強計画判定で地震に対して安全な構造となると判定されたもの
事業内容	耐震改修工事費の補助 補助対象経費の２３％を限度
実施期間	平成２８年７月１日～

※令和３年４月１日時点

（４）緊急輸送道路等沿道建築物等への支援

緊急輸送道路等の沿道は、地震発生時に避難や緊急車両の通行を確保する必要があります。このため、沿道建築物については、建築物の倒壊等を防止するため、耐震化を促進する必要があります。また、平成３１年の改正により、避難路沿道の一定規模以上の組積造等の塀も耐震化を義務付けることが可能になりました。

この沿道建築物のうち、木造住宅については、所有者に対し周知・啓発を図るとともに、現在実施中の木造住宅耐震診断者派遣事業及び木造住宅耐震改修補助事業を活用して引き続き支援を行います。なお、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の支援を所管行政庁と連携、協力を行いながら補助制度等による支援について検討します。

また、今後緊急輸送道路等の沿道にある組積造等の塀について、新たな支援制度などについて検討します。

〈5-2 啓発及び知識の普及に関する施策〉

市では、耐震改修等に関する知識の普及を図るとともに、市民の地震に対する防災意識の啓発に努めます。

（１）防災意識の普及啓発

平成２７年度に、市民自らが自然災害に備えられるよう、日頃の防災への備えや、災害発生時にとるべき応急活動、避難行動をわかりやすく解説した「渋川市ハザードマップ」を市内全戸に配布しました。さらに平成３１年度には、１０００年に一度の大雨により利根川等が氾濫した場合に想定される浸水想定区域等を示した「洪水ハザードマップ」を市内全戸に配布しています。今後も、自然災害と新たな脅威となった感染症による複合災害に備え、市民の自助・共助を中心とした防災意識の啓発に努めます。

また、市が主催する渋川市総合防災訓練において住宅耐震化啓発を目的とした住宅耐震相談会を実施することで、さらなる耐震化への啓発と防災意識の向上を図ります。



（出典 渋川市危機管理室（旧 防災安全課））

（２） 自治会等地域活動での啓発

住宅・建築物の耐震化は、地域防災の一部にもなります。そのため、本市では、自治会等における防災講座において、耐震対策及び耐震診断者による耐震診断などの啓発をしています。

（３） 住宅リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅内外の改修やバリアフリー化、設備の更新等を目的としたリフォーム工事の際に耐震改修工事を併せて行うことは、費用や手間の面で効果的です。

リフォームに関する情報提供や耐震改修事例等の紹介を行うなどして、リフォームに併せた耐震改修が行われるよう啓発していきます。



一般財団法人 日本建築防災協会
パンフレット



国土交通省住宅局 パンフレット



渋川市建築住宅課 耐震啓発のぼり旗

〈5-3 耐震化促進のための環境整備〉

（１）安心して相談できる環境の整備

市民や建築物所有者等が地域の安全や所有する建築物の耐震性、建築物の耐震化に関する様々な疑問を適切に解決できるよう引き続き相談窓口を設置し、相談内容に適切に応じられるよう、関連部署との連携を図ります。また、専門的事項に対応できるよう群馬県との協力体制を強化します。

耐震改修が必要な所有者等に対し、改修費用や建替え費用、維持管理費等の客観的な判断材料の提供も合わせた相談・紹介体制の更なる向上に努めます。

（２）耐震化の普及に向けた技術者の育成

各行政庁間の意見交換や技術研修を通して耐震化の専門的知識を有する担当職員の育成を図り、各種相談に対応できるように努めます。

また、（一財）日本建築防災協会等が主催する耐震診断、耐震改修の講習会等の周知を建築士に対して行い、技術者の育成に努めます。

（３）耐震化の円滑な推進のための措置

平成25年法改正により、耐震改修を円滑に推進するための措置が講じられています。

ア 耐震改修工事に係る容積率、建ぺい率等の緩和

建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けることにより、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、容積率・建ぺい率の特例措置が認められます。

イ 建築物の地震に対する安全性の表示制度

建築物の所有者は、所管行政庁から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができます。認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示することができます。

ウ 区分所有建築物（マンションなど）の議決要件の緩和

耐震診断を行った区分所有建築物の管理者等は、所管行政庁から当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。認定を受けた区分所有建築物は区分所有法（建物の区分所有等に関する法律第17条）に規定する共有部分の変更決議が、3/4以上から1/2超（過半数）に緩和されます。

建築物の地震に対する安全性の表示
「基準適合認定建築物」



基準適合認定建築物

この建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称
建築物の位置
認定番号
認定年月日
認定者

〈5－4 総合的な安全対策に関する取組〉

（１）ブロック塀等の安全対策

平成30年の大阪府北部を震源とする地震では、耐震対策が不十分なブロック塀の倒壊により被害が発生しました。近年の地震でもブロック塀の倒壊は依然として発生しています。これらは、死傷者が出ることに加えて、道路を塞ぎ、避難や救急・救命活動を妨げることから、ブロック塀や屋外広告物等の点検活動の推進、危険なブロック塀の補強、生垣等への改善又は倒壊防止の安全対策を行うよう、安全な設置方法等の普及・啓発を行っていきます。

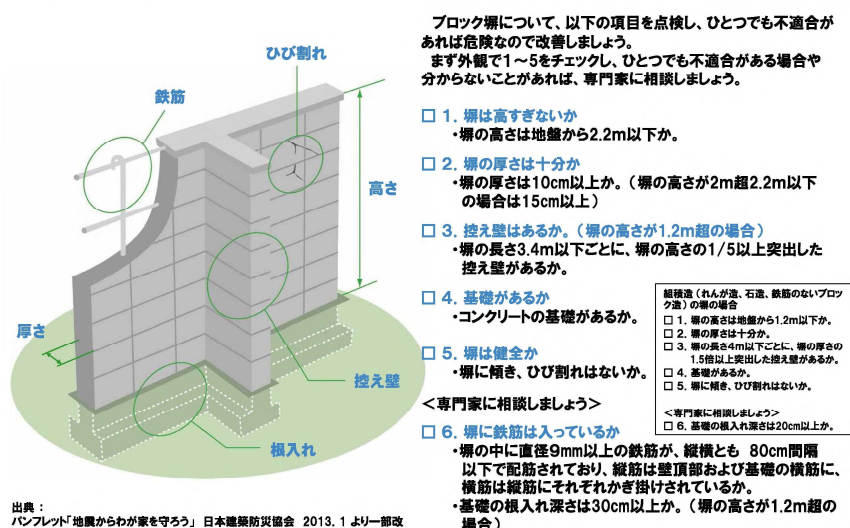
また、市有施設の道路に面するブロック塀については、すべての施設において、危険な箇所の撤去又は改修をしています。今後も、定期的に点検を行い、ブロック塀等の安全対策を図ります。

図表5－1 ブロック塀等の点検チェックポイント（国土交通省）

ブロック塀の点検のチェックポイント

別紙1

国土交通省



（２）屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策

市街地で人の通行が多い沿道の建築物や避難路沿いにある建築物の屋根瓦、窓ガラス、天井の地震対策、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の脱落防止対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を行います。

建築基準法の改正により、脱落によって重大な危険を生ずるおそれがある天井（特定天井）についての基準が定められ、大規模空間を持つ建築物の天井は脱落防止対策を講じなければなりません。また、屋根瓦について台風被害により住宅の屋根瓦等に大きな被害が発生したことから、建築物の屋根瓦の緊結方法が改正されました。

このことから、建築物の主構造ではなく、非構造部分の耐震化も合わせて周知、啓発を図ります。

（３）エレベーターの閉じ込め防止対策

国における「エレベーターの地震防災対策の推進について」の基本的な考え方を踏まえ、所有者、管理者等へ積極的に周知を図り、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉えて、現行指針に適合しないエレベーターについて、

- ①エレベーターの耐震安全性の確保
- ②地震時管制運転装置の設置
- ③閉じ込めが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- ④平常時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、安全性の確保に努めていきます。

また、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、県と連携しながらパンフレット等により利用者に周知していきます。

（４）給湯設備、家具等の転倒防止対策

建築物の耐震化が実施されても、給湯設備や家具等の転倒防止対策が行われていない場合、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

そのため、だれでもすぐに取り組める地震対策として、それらの転倒防止対策について、パンフレット等の配布により市民に周知するとともに、効果的な固定方法の普及・啓発を行っていきます。

（５）がけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

群馬県では、土砂災害から市民の生命を守るために、土砂災害の発生するおそれのある区域を明らかにする土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しました。

本市では、今後も群馬県や関係機関が行っている土砂災害防止法に基づく規制・勧告、支援策などの周知や、建築確認申請時における指導などに取り組んでいきます。

（６）長周期地震動対策

本市では、３大都市圏等と比較して長周期地震の影響を受ける建築物はまれですが、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告書（平成２７年１２月）を踏まえて、超高層建築物や免震建築物で災害に遭遇した場合の注意点や、対策などに関して所管行政庁と連携して、周知・啓発や情報提供に努めます。

《第6章 耐震改修を促進するための指導や命令等》

〈6-1 耐震改修促進法に基づく耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の実施〉

本市は、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、優先的に指導を行うべき建築物の選定について県と連携するとともに、所管行政庁※が実施する対象建築物の所有者に対する指導及び助言、公表等について協力します。

※ 所管行政庁：建築基準法第6条第1項第1号から第3号の建築物については群馬県、同法第6条第1項第4号の建築物については渋川市となります。

法第6条第1項第4号の建築物：一般的な用途で、木造2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の建築物又は木造以外の平家建てかつ延べ面積200㎡以下の建築物をいいます。

(1) 対象建築物

耐震改修促進法に基づき、すべての既存耐震不適格建築物の所有者に対する指導・助言を行っていきます。

また、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物（耐震診断義務付け対象建築物）については、指示及び結果の公表を行います。

耐震改修促進法における耐震診断及び耐震改修の「指導・助言」、「指示（公表）」、「義務付け（結果の公表）」の対象建築物の要件は次のとおりです。

図表6-1 耐震改修促進法による耐震診断及び耐震改修の指導等の対象建築物

項目	対象建築物
指導・助言 (耐震改修促進法第16条)	■すべての既存耐震不適格建築物
指示・公表 (耐震改修促進法第15条第2項)	■多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの ■都道府県又は市が指定する避難路沿道建築物 ■一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの ※指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった場合、公表の対象となる。(耐震改修促進法第15条第3項)
耐震診断義務付け・結果の公表 (耐震改修促進法第7条)	■要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条） ・病院、店舗、旅館等の多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの ■要安全確認計画記載建築物 ・県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建築物に附属するブロック塀等を対象に含む） ・県又は市が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 指導・助言・指示・公表・命令の流れ

ア 指導及び助言の実施（耐震改修促進法第15条第1項）

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断・耐震改修が必要と認めた場合は、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して必要な指導及び助言を行います。具体的には、所有者に対する啓発文書を送付するとともに、建築基準法に基づく建築確認や定期報告などの機会を利用して指導及び助言を行います。

イ 指示の実施（耐震改修促進法第15条第2項）

所管行政庁は、一定規模以上の特定既存耐震不適格建築物について、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・耐震改修が実施されないと認めるときは、当該特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、具体的な事項を記載した文書を交付して指示を行います。

ウ 公表の実施（耐震改修促進法第15条第3項）

指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わず、必要な耐震診断、耐震改修を実施しない場合、所管行政庁はその旨の公表を行います。なお、公表にあたっては、当該指示に従わずに耐震診断・耐震改修が行われないことが、その利用者や周辺住民に対する危険性を明確にしたうえで実施します。

エ 建築物等の維持保全の指導及び助言（建築基準法第9条の4）

建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合、当該建築物又は敷地の所有者等に対して、修繕、防腐措置その他維持保全に関し必要な指導及び助言を行います。

オ 除却、改築、修繕等の命令（建築基準法第10条第3項）

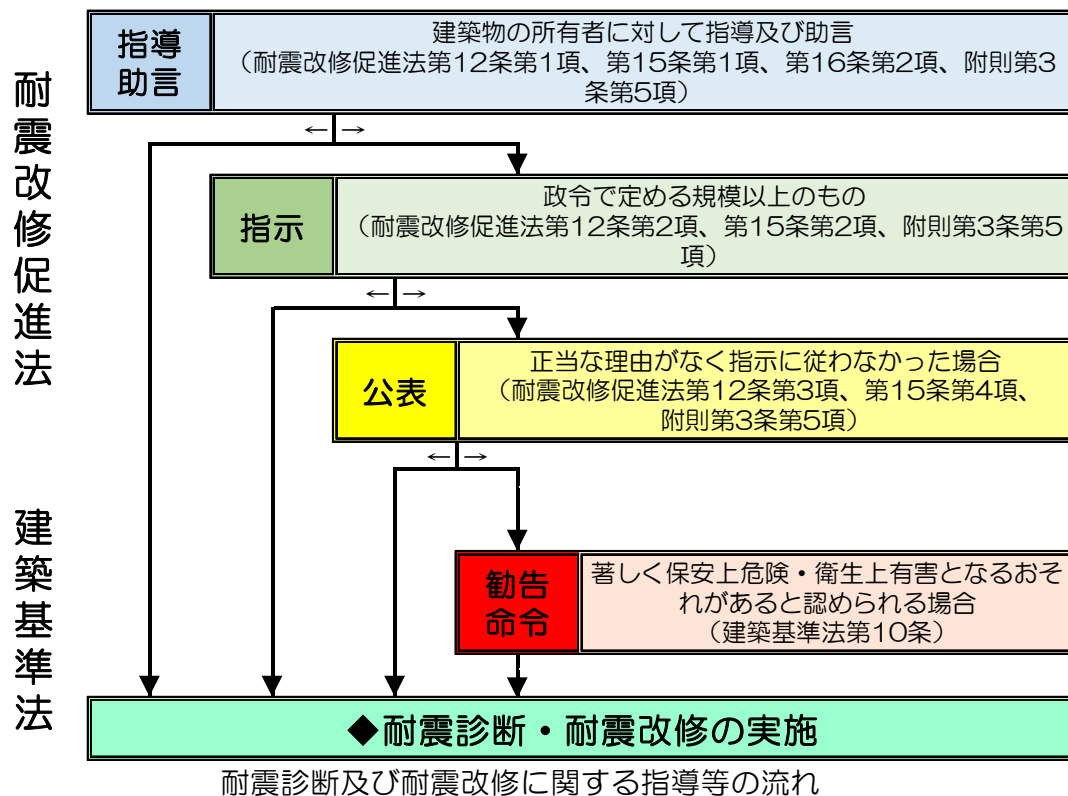
上記の措置を行ったにもかかわらず、当該所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行います。

カ 除却、改築又は修繕の勧告及び命令（建築基準法第10条第1項、第2項）

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告やその勧告に係る措置をとるよう命令を行います。

なお、勧告や命令を行うにあたっては、耐震診断・耐震改修を行わないことが、その利用者や周辺住民の生命や財産を守るうえでいかに危険であるかとの周知を図ります。

図表6－2 耐震改修促進法に基づく既存耐震不適格建築物に対する指導等の流れ



《第7章 その他耐震改修等を促進するための事項》

〈7-1 国及び群馬県との連携に関する事項〉

国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに、県が策定した県計画の整合に配慮して、本計画を進めます。

また、国及び県が行う補助、融資、税制等の支援制度を活用するとともに、県との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めていきます。

〈7-2 計画の進行と管理〉

令和13年度における耐震化の目標達成に向けて、定期的に住宅や民間の多数の者が利用する建築物、市有建築物等の耐震化の進捗状況や、普及・啓発にかかる施策の実施状況等を確認することにより、以下の進行管理を行います。

①住宅の耐震化率

- ・耐震診断、耐震改修支援による耐震化の実績や建替え、解体状況等から現状を把握します。

②民間の多数の者が利用する建築物の耐震化率

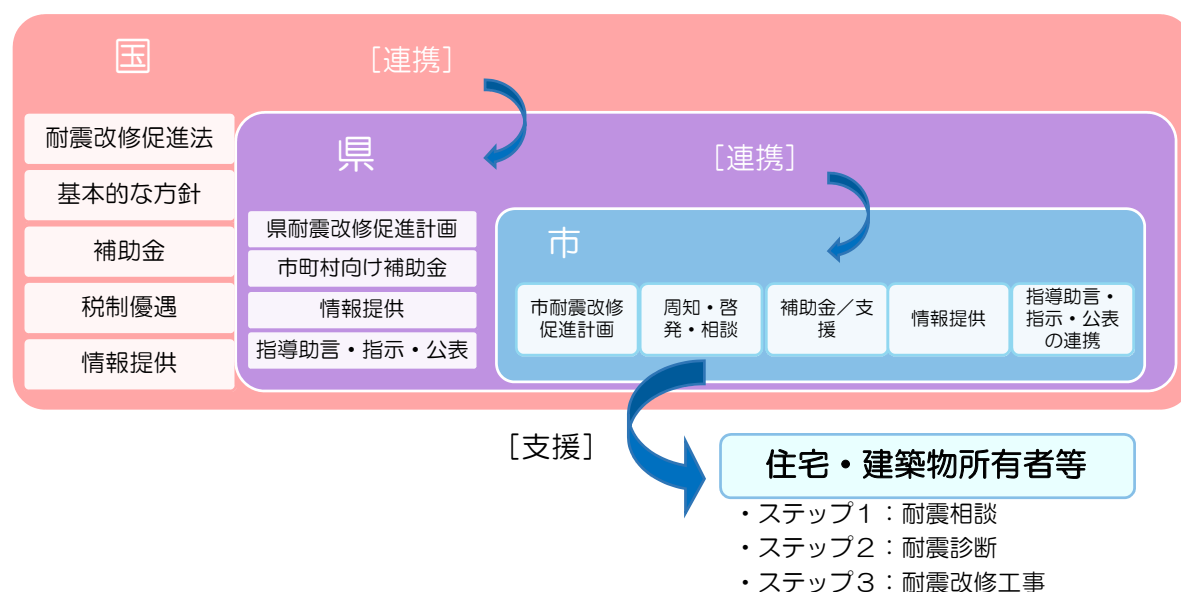
- ・所管行政庁である群馬県と連携することによる耐震化支援の実績や建替え、解体状況等から現状を把握します。

③市有建築物の耐震化率

- ・市有特定既存耐震不適格建築物は、目標の達成に向けて進捗状況を定期的に確認し現状を把握します。

〈7-3 推進体制〉

図表7-1 耐震化の推進体制



資料編

【資料－１】 特定建築物の一覧表

表１－１ 耐震改修促進法における特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第14条 第1号～第3号)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第15条)	耐震診断義務付け対象建築物 の要件 (附則第3条)
学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積含む。）	階数2以上かつ1,500㎡以上（屋内運動場の面積含む。）	階数2以上かつ3,000㎡以上（屋内運動場の面積含む。）
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		多数の者が利用する建築物 法14条第1号	階数3以上かつ2,000㎡以上	要緊急安全確認 大規模建築物 法附則3条第1項
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育園		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの				
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらの類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ 避難路沿道建築物 法14条第3号	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合には6m超）
防災拠点である建築物			要安全確認 計画記載建築物 法7条第1～3号	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

表１－２ 危険物の貯蔵の用途に供する特定既存耐震不適格建築物（法第１４条第２号）

危険物の種類	危険物の数量
（１）火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	１０ｔ
ロ 爆薬	５ｔ
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	５０万個
ニ 銃用雷管	５００万個
ホ 実包若しくは空砲、信管若しくは火管又は電気導火線	５万個
ヘ 導爆線又は導火線	５００ｋｍ
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	２ｔ
チ その他の火薬を使用した火工品	１０ｔ
リ その他の爆薬を使用した火工品	５ｔ
（２）消防法第２条第７項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第３の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の１０倍の数量
（３）危険物の規制に関する政令別表第４備考第６号に規定する可燃性固体類	３０ｔ
（４）危険物の規制に関する政令別表第４備考第８号に規定する可燃性液体類	２０ｍ³
（５）マッチ	３００マッチトン（※）
（６）可燃性のガス 〔（７）及び（８）を除く〕	２万ｍ³
（７）圧縮ガス	２０万ｍ³
（８）液化ガス	２，０００ｔ
（９）毒物及び劇物取締法第２条第１項に規定する毒物 （液体又は気体のものに限る。）	２０ｔ
（１０）毒物及び劇物取締法第２条第２項に規定する毒物 （液体又は気体のものに限る。）	２００ｔ

※１マッチトンは、並型マッチ（５６ｍｍ×３６ｍｍ×１７ｍｍ）で７，２００個、約１２０ｋｇ

【資料－２】 関係法令等

- (１) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針・・・５１
- (２) 建築物の耐震改修の促進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・５８
- (３) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令・・・・・・・・・・・・６４
- (４) 建築基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
- (５) 建築基準法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８

(1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

発令 平成 18 年 1 月 25 日 告示第 184 号
最終改正 令和 3 年 12 月 21 日 告示第 1537 号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物

となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物(法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

□ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を

促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者により頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関連部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPO との連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸(約十三パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち、耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟(約十パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計

画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(以下「地震防災マップ」という。)、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関連部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画(以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。)の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する法令(平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。)の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあっては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関連省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するた

め、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないように留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改正を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二 2 の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合には、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二條第二項の認定及び法第二十五條第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二條第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発令 平成 7 年 10 月 27 日 法律第 123 号
最終改正 平成 30 年 6 月 27 日 法律第 67 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物(地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(以下「耐震関係規定」という。)に適

合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。)であるもの(その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物(以下「耐震不明建築物」という。)に限る。)について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路(以下「建築物集合地域通過道路等」という。)に限る。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物(地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(第十四条第三号において「通行障害建築物」という。)であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。)について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、

耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第二十七條 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三條 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

発令 平成 7 年 12 月 22 日 政令第 429 号
最終改正 平成 30 年 11 月 30 日 政令第 323 号

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方米を超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるとときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。))をいう。)に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に關し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
 - 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
 - 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
 - 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)
- 2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。
 - 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百^{せん}メートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

- 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る。) 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- (所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)
- 第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。
- 附 則
- (地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)
- 第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
- ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
- ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
- ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。
(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)
- 第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(4) 建築基準法（抜粋）

発令 昭和 25 年 5 月 24 日 法律第 201 号
最終改正 令和 2 年 6 月 10 日 法律第 43 号

(適用の除外)

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

(著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(報告、検査等)

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物(以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第三項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

(5) 建築基準法施行令（抜粋）

発令 昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号
最終改正 令和 2 年 9 月 4 日 政令第 268 号

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

—第3期 渋川市耐震改修促進計画—

令和4年4月

発行・編集 渋川市
建設交通部建築住宅課
住所 〒377-8501
渋川市石原 80 番地
TEL 0279-22-2111（代表）
URL <http://www.city.shibukawa.lg.jp>